「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）の一部を改正する告示案」
に関する意見募集結果

（別紙２－４）

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	2	仮名加工情報(法第2条第9項関係)	＜該当箇所＞ 2　仮名加工情報(P.6) ＜意見＞ GDPRでは仮名化された個人データを研究目的で二次利用することが許容されている。日本の仮名加工情報はGDPR第4条(5)の仮名化（Pseudonymisation）とは異なる概念として定義されているが、日本においても、仮名加工情報の研究目的での二次利用（第三者提供を含む）について許容することを検討して頂きたい。 ＜理由＞ 日本の国際的競争力を維持・強化するため。 【一般社団法人　電子情報技術産業協会　法務・知的財産部会　個人データ保護専門委員会】	御意見は、今後の執務の参考とさせて頂きます。 なお、個人情報である仮名加工情報については、法第15条第２項の適用が除外されているため、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超える利用目的の変更も可能です（改正後の法第35条の２第９項）。 また、仮名加工情報の第三者提供が原則として禁止されている趣旨は、①仮名加工情報を取得した悪意者により識別行為が行われるおそれがあり、個人の権利利益が侵害されるリスクを高めることとなる点や、②漏えい等発生時におけるリスクの低下を図るため、それ単体では特定の個人を識別することが不可能なものとしているにもかかわらず、第三者提供について本人に関与させるためには、あえて加工前の個人情報を復元し、特定の個人を識別することが必要となるため、むしろ漏えい等発生時におけるリスクを高めることとなる点にあります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
2	2	仮名加工情報	＜該当箇所＞ 2　仮名加工情報(P.6) ＜意見＞ 仮名加工情報がどのように効果的に利用できるかを示し、利活用を推進するため、ユースケースやホワイトリストを公開して頂きたい。 ＜理由＞ 仮名加工情報はあくまでも個人情報であり、事実上のセキュリティ対策である。データ主体へのリスクを軽減することには役立つが、仮名加工情報に関する義務が多大と考える事業者が多いと考えられるため。 【一般社団法人　電子情報技術産業協会　法務・知的財産部会　個人データ保護専門委員会】	仮名加工情報制度の速やかな普及及び適正な活用の促進のため、仮名加工情報の活用事例の紹介等を含め、制度の趣旨・内容についての周知・広報に積極的に取り組んでまいります。 なお、仮名加工情報の活用事例等については、今後、事務局レポート等においてお示しすることを検討してまいります。
3	2-1-1	仮名加工情報(法第2条第9項関係)	No.12 【ガイドライン】 仮名加工情報編 【ページ】 P.7	仮名加工情報の取扱い等に関する法の内容・趣旨については、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。 仮名加工情報制度の速やかな普及及び適正な活用の促進のため、仮名加工情報の活用事例の紹介

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【該当箇所】 2-1-1　仮名加工情報 【意見】 仮名加工情報を利活用するためのデータ基盤の活用について、整備と運用を推進するためポイントをガイドラインに追加いただきたい。 【理由】 仮名加工情報の取り扱いを明確にすることで、匿名加工情報では取り扱えない特異性の高いデータを取り扱うことが可能になるため。 【一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC)】	等を含め、制度の趣旨・内容についての周知・広報に積極的に取り組んでまいります。 　なお、仮名加工情報の活用事例等については、今後、事務局レポート等においてお示しすることを検討してまいります。
4	2-1-1	仮名加工情報(法第2条第9項関係)	No.13 【ガイドライン】 仮名加工情報編 【ページ】 P.7	仮名加工情報制度の速やかな普及及び適正な活用の促進のため、仮名加工情報の活用事例の紹介等を含め、制度の趣旨・内容についての周知・広報に積極的に取り組んでまいります。 　なお、仮名加工情報の活用事例等については、今後、事務局レポート等においてお示しすることを検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【該当箇所】 2-1-1　仮名加工情報 【意見】 仮名加工情報がどのように効果的に利用できるかを示すため、ユースケースやホワイトリストを公開していただきたい。 【理由】 仮名加工情報はあくまでも個人情報であり、データ主体へのリスクを軽減することには役立つが、仮名加工情報に関する義務が多大と考える事業者が多いと考えられるため。 【一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC)】	
5	2-1-1	仮名加工情報(法第2条第9項関係)	＜該当箇所＞ 2-2-1 仮名加工情報の取扱いに係る義務の考え方(P.11-12) ＜意見＞ 「仮名加工情報取扱事業者において、仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報等（※1）を保有している等により、当該仮名加工情報が「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」状態にある場合には、当該仮名加工情報は、「個人情報」	個別の事案についてはお答えしかねますが、一般論として、仮名加工情報を作成した事業者において、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報等を保有している場合には、通常、当該仮名加工情報は、当該事業者が保有する「他の情報を容易に照合でき、それにより特定の個人を識別することができる」状態にあると考えられますので、「個人情報」に該当すると考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			（法第2条第1項）に該当する」について、次の事例の場合は、個人情報に該当するか、明確にしていただきたい。 （検討事例） 同一会社内のある部門（A部とする）で保有している個人情報について、A部内で仮名加工し、別の部門（B部とする）へ提供した場合に、A部の個人情報および削除情報にアクセス制限を付すなどの方法で、B部からはアクセスできないような措置をとったとき、B部で保有する仮名加工情報は個人情報に該当するか？ ＜理由＞ 事業における仮名加工情報の利用を促進するために、正確な理解が必要であるため。 【一般社団法人　電子情報技術産業協会　法務・知的財産部会　個人データ保護専門委員会】	
6	2-1-1	仮名加工情報(法第2条第9項関係)P16	仮名加工情報・匿名加工情報編　P16 2-1-1 仮名加工情報（法第2条第9項関係） 「仮名加工情報」は、「個人情報を、その区分に応じて次に掲げる措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいう。」と定義されています。	個別の事案については回答しかねますが、一般論として、「特定の個人を識別することができる」記述等に該当するか否かは、社会通念上、当該記述等それ自体により、又は他の記述等との組み合わせにより、一般人の判断力又は理解力をもって生存する具体的な人物と当該記述等を含む情

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			その中で「2-2-2-1 仮名加工情報の適正な加工（法第 35 条の 2 第 1 項関係）」が記述され「2-2-2-1-1 特定の個人を識別することができる記述等の削除」の事例も記述されています。 しかし、「118 歳」は削除の対象となるか否かが不明です。 （118 歳は、世界最高齢者としてギネス世界記録に認定された日本人です。） このようなものを情報単体又は複数の情報を組み合わせて保存されているものから社会通念上そのように判断できるものをいい、一般人の判断力又は理解力をもって生存する具体的な人物と情報の間に同一性を認めるに至ることができるかどうかの判断ではいずれになるかを事例として示していただけると事業者にとって分かりやすいものになります。 解説を求めます。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	報との間に同一性を認めるに至ることができるかどうかにより、個別に判断されます。 　年齢についても、それ自体により、又は他の記述等との組み合わせにより、社会通念上、一般人の判断力又は理解力をもって生存する具体的な人物と当該記述等を含む情報との間に同一性を認めるに至ることができる場合には、「特定の個人を識別することができる」記述等に該当します。
7	2-1-2	仮名加工情報取扱事業者（法第 2 条第 10 項関係）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編） 2-1-2 仮名加工情報取扱事業者（法第 2 条第 10 項関係） ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社	個別の事案ごとに判断されますが、例えば、委託元から仮名加工情報データベース等を構成する仮名加工情報の取扱いの委託を受け、委託先が当該仮名加工情報データベース等を委託された業務のために取り扱う場合には、委託先は、当該仮名加工情報データベース等を「事業の用に供してい

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。 上記の箇所について、仮名加工情報を含む電子データを取り扱う情報システム（機器を含む。）の保守の全部又は一部を委託する場合、委託先において仮名加工情報取扱事業者等の義務が発生するか否かをガイドラインまたはQAで整理してほしい。 【匿名】	る」こととなります。したがって、この場合、委託先は、仮名加工情報取扱事業者に該当します。
8	2-2-1	仮名加工情報の取扱いに係る義務の考え方	（該当箇所） 認定個人情報保護団体編の11ページ・下から7行目 （意見） ガイドライン匿名加工情報編11頁「仮名加工情報の取扱いに係る義務の考え方」の部分またはガイドライン通則編17頁の「2-10仮名加工情報」の部分などに、「本人からの開示請求や利用停止等の請求への対応が難しいデータについて、仮名加工情報に加工して保有･利用するなど、個人情報保護法を潜脱する目的で仮名加工情報を取扱ってはならない」と明示すべきである。 （理由）	改正後の法第35条の２第９項により、仮名加工情報である保有個人データについては、改正後の法第27条から第34条までの規定は適用されません。 もっとも、この場合でも、仮名加工情報の作成事業者が、引き続き、仮名加工情報の作成の元となった個人情報のうち保有個人データに該当するものを保有している場合、当該元データである保有個人データについては、引き続き改正後の法第27条から第34条までの規定が適用されます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			一部の有識者の見解に、「仮名加工情報は、法 15 条 2 項、法 27 条から 34 条までの規定は適用されないため、本人からの開示請求や利用停止等の請求への対応が難しいデータについて、仮名加工情報に加工して保有･利用することが有力な解決策となる」と指南しているものが見られる（「本人による開示請求、利用停止・消去請求への対応」「ビジネス法務」2020 年 8 月号 34 頁参照）。このような仮名加工情報の取扱は、仮名加工情報の新設の趣旨を没却し、個人情報保護法を潜脱する脱法的なものであるから、このような行為を禁止する注意書きをガイドライン等に明示すべきである。 【個人】	
9	2-2-1	仮名加工情報の取扱いに係る義務の考え方	（該当箇所） 匿名加工情報編　11～12 ページ 2-2-1「仮名加工情報の取扱いに係る義務の考え方」 （意見） ある事業者の甲部門が作成した仮名加工情報を同じ事業者内の乙部門に渡した場合において、乙部門では加工前の個人情報データベース等を保有しておらず、かつ、両部門の各担当者が甲乙双方のデータベースを取り扱うこともできず、通常の業務における一般的な方法で甲乙双方のデータベース上の情報を照合することが	個別の事案についてはお答えしかねますが、一般論として、仮名加工情報を作成した事業者において、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報等を保有している場合には、通常、当該仮名加工情報は、当該事業者が保有する「他の情報を容易に照合でき、それにより特定の個人を識別することができる」状態にあると考えられますので、「個人情報」に該当すると考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			できる状態にないときには、乙部門においては当該情報を「個人情報でない仮名加工情報」として取り扱うことができることの明記を要望する。 （理由） 個人情報保護委員会の「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』及び『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について』に関するＱ＆Ａ」におけるＱＡ1－15 では、同一事業者内の別部門が取り扱う個人情報との容易照合性の有無の判断において、「事業者の各取扱部門が独自に取得した個人情報」であることを前提とした記載がなされているが、これは同一事業者内の別部門が取り扱う個人情報間についての記述である。また、「各取扱部門が独自に取得した」ことが、個人情報間に容易照合性がないと判断されるための必要条件であるか否かは明らかではない。 仮にこれが否定されたとしても、仮名加工情報は、一定の安全性を確保しつつ、イノベーションを促進するという観点から創設された制度であり、このような制度趣旨からは、個人情報と当該個人情報から作成された仮名加工情報との間に容易照合性が生じない場合を、その個人情報と仮名加工情報が事業者の「各取扱部門が独自に取得した」場合に限定すべきではないと考える。そこ	

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			で、上記「(意見)」欄のとおりガイドラインに明記していただきたいと考える。 【一般社団法人　日本民間放送連盟】	
10	2-2-1	仮名加工情報の取扱いに係る義務の考え方	1.委託元から仮名加工情報のみの提供を受けて業務を受託する場合、個人情報の受委託に関するいわゆる「提供元基準」は適用されず、受託側は仮名加工情報取扱事業者としての義務のみを負うことを確認する。 現行法下で、委託元から仮名加工情報相当の情報のみの提供を受けて業務を受託するケースにおいて、既に当該提供情報からは個人名や住所等の個人を特定する情報が削除されており、受託側において提供情報単体では個人を特定できない状態となっているにも関わらず、いわゆる「提供元基準」によって、受託側では個人情報としての取扱義務を負うと解されると理解している（2016年「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）(案)」に関する意見募集結果No.19)。 改正法では、上記のような提供情報は、受託側において「個人情報でない仮名加工情報」に該当すると考えられるが、そのような情報についても個人情報の受委託関係において引き続き「提供元基準」が適用されるとすれば、受託側は仮名加工情報取扱事業者	仮名加工情報の取扱いの委託を受けた事業者において、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報等を保有していない等により、当該仮名加工情報が「他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別することができる」状態にない場合には、当該仮名加工情報は、「個人情報」（法第２条第１項）には該当しません。この場合、当該事業者は、仮名加工情報取扱事業者として、改正後の法第35条の３に定める規律に従って、当該仮名加工情報を取り扱う必要があります。 なお、御指摘の平成28年11月30日「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）(案)」に関する意見募集結果のNo.19の御意見に対する考え方は、ある情報の第三者提供の場面において、それが「個人情報」の第三者提供に該当するか否かは、提供元において当該情報が「個人情報」に該当するか否かを基準に判断

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			ではなく個人情報取扱事業者としての義務を負うこととなり、それは受託側において過剰な義務であると考えられる。そのため、仮名加工情報のみの提供を受ける場合は、受託側は仮名加工情報取扱事業者としての義務のみを負うことを確認したい。 【個人】	する旨を示したものであり、委託に伴い提供を受けたデータの委託先における「個人情報」該当性についての考え方を示したものではありません。
11	2-2-1	仮名加工情報の取扱いに係る義務の考え方	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編） 2-2-1 仮名加工情報の取扱いに係る義務の考え方 仮名加工情報を作成し、その取扱いを他の事業者に委託する場合、委託先で仮名加工情報から特定の個人を識別できず、他の情報と容易に照合して特定の個人を識別することできない場合であっても、委託元において他の情報と容易に照合して特定の個人を識別することができる場合には、委託先においても個人情報である仮名加工情報として取扱う必要があるという認識で相違ないか。その整理をガイドラインまたはQAに記載してほしい。 【匿名】	個別の事案ごとに判断されますが、仮名加工情報の取扱いの委託を受けた事業者において、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報等を保有していない等により、当該仮名加工情報が「他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別することができる」状態にない場合には、当該仮名加工情報は、「個人情報」（法第２条第１項）には該当しません。この場合、当該事業者は、仮名加工情報取扱事業者として、改正後の法第35条の３に定める規律に従って、当該仮名加工情報を取り扱う必要があります。
12	2-2-1	仮名加工情報の取扱いに係る義務の考え方	仮名加工情報・匿名加工情報編 2-2-1 「これに対し、例えば、法第35条の2第6項又は第35条の3第1項若しくは第2項の規定により仮名加工情報の提供を受けた仮	例えば、委託先が委託に伴って取得した情報が「個人情報」（法第２条第１項）に該当するか否かは、当該情報がそれ自体で特定の個人を識別で

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			名加工情報取扱事業者において、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報等を保有していない等により、当該仮名加工情報が「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」状態にない場合には、当該仮名加工情報は、「個人情報」（法第2条第1項）に該当しない。この場合、当該仮名加工情報取扱事業者は、個人情報でない仮名加工情報の取扱いに関する義務等を遵守する必要がある（2-2-4（個人情報でない仮名加工情報の取扱いに関する義務等）参照）。」 上記の箇所について、従来はいわゆる提供元基準として、提供元において個人情報（容易照合性がある）場合には提供先でも個人情報としての取り扱いが必要だったと認識していたが、仮名加工情報については、提供先で照合できなければ、個人情報には該当しないという考えで良いように読みとれるため、見解を示していただきたい。 また、個人情報については、引き続き提供元基準となるのかをガイドライン上に記載してほしい。（例えば、委託元が個人情報や照合可能な項目を削除して委託先へデータを渡す場合、委託元において復元可能なのであれば、委託先においてもそのデータを個人情報として扱う必要があるか。）	きる情報か否かや、委託先において当該情報が「他の情報と容易に照合でき、それによって特定の個人を識別することができる」状態にあるか否かにより個別の事案ごとに判断されます。 　そのため、例えば、仮名加工情報の取扱いの委託を受けた事業者において、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報等を保有していない等により、当該仮名加工情報が「他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別することができる」状態にない場合には、当該仮名加工情報は、「個人情報」（法第２条第１項）には該当しません。この場合、当該事業者は、仮名加工情報取扱事業者として、改正後の法第35条の３に定める規律に従って、当該仮名加工情報を取り扱う必要があります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【匿名】	
13	2-2-1	仮名加工情報の取扱いに係る義務の考え方	○仮名加工情報・匿名加工情報編１１頁において、「仮名加工情報取扱事業者において、仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報等を保有している等により、当該仮名加工情報が「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」状態にある場合には、当該仮名加工情報は、「個人情報」に該当する。」とあるが、個人情報に該当する場合とそれ以外の場合の区分が曖昧ではないか。「仮名加工情報取扱事業者において、仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報等を保有している等」とは、「仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報等」と「仮名加工情報」を同一法人が保持している時点で該当するのか、別部署においてアクセス権を分離して保管することで非該当となるのか等が不明確である。 【内閣府健康・医療戦略推進事務局次世代医療基盤法担当】	一般に、仮名加工情報を作成した事業者において、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報等を保有している場合には、通常、当該仮名加工情報は、当該事業者が保有する「他の情報を容易に照合でき、それにより特定の個人を識別することができる」状態にあると考えられますので、「個人情報」に該当すると考えられます。
14	2-2-1	仮名加工情報の取扱いに係る義務の考え方	●匿名加工情報編 2-2-1　12 ページ 9 行目 『（前略）当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報等を保有していない等により、当該仮名加工情報が「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」状態にない場合には、	ある情報が「個人関連情報」（改正後の法第 26 条の２第１項）に該当するか否かは、当該情報が「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			当該仮名加工情報は、「個人情報」（法第2条第1項）に該当しない。この場合、当該仮名加工情報取扱事業者は、個人情報でない仮名加工情報の取扱いに関する義務等を遵守する必要がある』との記載があります。一方で、規則（案）のパブコメの結果における番号501の２（機種依存文字の〇２）にて、「上記１（機種依存文字の〇１）により加工した情報について、元データである個人情報を削除した場合において、加工後の情報が、容易に照合できる他の情報と組み合わせることで特定の個人を識別できる状態にない場合には、当該加工後の情報は、個人情報でも仮名加工情報でもない情報になり得ると考えます。」とありますが、当該加工後の情報は「個人情報でない仮名加工情報」ではなく「個人関連情報」に該当するという理解で正しいでしょうか？ 【個人】	該当しないもの」に該当するか否かにより判断されます。
15	2-2-1	仮名加工情報の取扱いに係る義務の考え方	個人情報ではない仮名加工情報について、具体的な事例としてどのようなものが当てはまるかを解説してほしい。 セミナーで、加工情報や元の個人情報を削除したものがこれに該当する可能性があると聞いたが、仮名加工情報とは「他の情報と照合しなければ個人を特定できないもの」であるならば、加工情報や元の個人情報が存在せず個人を特定できないのであればそれは非個人情報であり、仮名加工情報の定義には当てはまらないの	仮名加工情報とは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であり（改正後の法第２条第９項）、定義上、必ずしも「個人情報」（法第２条第１項）に該当するものに限定されません。 個人情報ではない仮名加工情報に当てはまる例としては、例えば、法令に基づく場合又は委託、

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			ではないか？(他の情報と照合して個人を特定することができないため) また、なんらかのかたちで照合できる可能性があれば、それは「個人情報である仮名加工情報」となるのではないか？ 個人情報ではない仮名加工情報の概念が成立しうる理由が理解できないため、易しい説明をお願いしたい。 【匿名】	事業承継若しくは共同利用により、仮名加工情報が提供された場合で、提供先の第三者において、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報等を保有していないこと等により、当該仮名加工情報が「他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別することができる」状態にない場合が挙げられます。 　また、仮名加工情報を作成した事業者が、事後的に当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報等を削除したこと等により、当該事業者において、当該仮名加工情報が「他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別することができる」状態でなくなった場合にも、個人情報ではない仮名加工情報に該当します。 　なお、仮名加工情報を保有する事業者において、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報等を保有していること等により、当該仮名加工情報が「他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				識別することができる」状態にある場合に、個人情報である仮名加工情報に該当します。
16	2-2-1	仮名加工情報の取扱いに係る義務の考え方	**意見 14** **「法第 35 条の 2 第 6 項又は第 35 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項の規定により仮名加工情報の提供を受けた仮名加工情報取扱事業者において、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報等を保有していない等により、当該仮名加工情報が『他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる』状態にない場合には、当該仮名加工情報は、『個人情報』……に該当しない。」とあるが、このことは、個人データ処理の委託に際して、仮名加工情報でない一般的な意味での仮名化（安全管理措置としての）を施したデータを委託先に預託する場合の、委託先における当該データの個人情報該当性の解釈には影響しないものと理解してよいか。** （該当箇所：仮名加工情報・匿名加工情報編 2-2-1 仮名加工情報の取扱いに係る義務の考え方） **理由** 従前、個人データ処理を委託する際に、安全管理措置の一環として、処理に不要な氏名等を削除するなど、一般的な意味での仮名化（2-2-2-1（※2）参照）を施したデータ（以下「非法定仮名	委託先が委託を受けて取り扱う情報が「個人情報」（法第２条第１項）に該当するか否かは、当該情報がそれ自体で特定の個人を識別できる情報か否かや、委託先において当該情報が「他の情報と容易に照合でき、それによって特定の個人を識別することができる」状態にあるか否かにより個別の事案ごとに判断されます。 なお、仮に、個人データの取扱いの全部又は一部の委託の場面において、委託先において取り扱う情報が委託先にとって個人データに該当しない場合であっても、委託元は、自らが講ずべき安全管理措置と同等の安全管理措置が委託先において講じられるよう、監督する義務を負います（法第 22 条）。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			化情報」という。）を作成し、これを委託先に個人データとして預託することが広く行われてきた。この場合の、委託を受ける側における当該データの個人データ該当性は、当然に個人データに該当するもの（委託元との関係において容易照合性があるといった解釈により）であって、目的外利用の禁止、正確性の確保、安全管理措置、再委託先の監督、第三者提供の制限などの規律が及ぶものと考えられてきたはずである。 　本件の記載は、法定された仮名加工情報（以下「法定仮名化情報」という。）に関しては、委託先において個人情報に該当しないとの解釈を示しているが、仮名加工情報と加工方法が同一である上記の非法定仮名化情報についても同様に解釈されるとすれば、従前のそのような委託のあり方について、委託先に法の規律が及ばなくなってしまうという重大な問題が生じる。 　そうすると、本件の記載は、あくまでも法定仮名化情報についての委託先における個人情報該当性の解釈を示したにすぎず、それ以外の非法定仮名化情報の委託先における個人情報該当性を否定するものではないと理解するほかないが、このように理解してよいか。 【一般財団法人情報法制研究所　個人情報保護法研究 TF パブコメ検討 WG】	
17	2-2-1	仮名加工情報の取	2-2-1 仮名加工情報の取扱いに係る義務の考え方	御理解のとおりです。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		扱いに係る義務の考え方	（※1）「削除情報等」とは、仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第35条の2第1項により行われた加工の方法に関する情報をいう。 上記の内容について、法第35条の2第1項により行われた加工方法に関する情報も削除情報等に含まれるとして削除情報等に関する各種義務が定められている趣旨は、加工方法が判明することにより、仮名加工情報から加工前の個人データを復元できてしまうためだと理解しているが、正しい理解であるか。 【匿名】	改正後の法第35条の２第２項に基づき削除情報等の安全管理措置が求められる趣旨は、削除情報等が仮名加工情報の作成の元となった個人情報を復元するために用いられる可能性があることを踏まえ、個人の権利利益の保護の観点から削除情報等の漏えいを防止する点にあります。
18	2-2-1	仮名加工情報の取扱いに係る義務の考え方	（ご意見） (2)また、仮名加工情報は、何故提供不可なのか説明してほしい。 （理由） (2)匿名加工情報でも提供できるのに、仮名加工情報は提供できないのはおかしい。仮名加工情報でも本人同意があれば、提供できるようにしてほしい。 【個人】	仮名加工情報の第三者提供が原則として禁止されている趣旨は、①仮名加工情報を取得した悪意者により識別行為が行われるおそれがあり、個人の権利利益が侵害されるリスクを高めることとなる点や、②漏えい等発生時におけるリスクの低下を図るため、それ単体では特定の個人を識別することが不可能なものとしているにもかかわらず、第三者提供について本人に関与させるためには、あえて加工前の個人情報を復元し、特定の個人を識別することが必要となるため、むしろ漏えい等

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				発生時におけるリスクを高めることとなる点にあります。 　なお、仮名加工情報である個人データについては、法令に基づく場合又は、委託、事業承継若しくは共同利用による場合には、第三者への提供が可能です（改正後の法第 35 条第６項、同項により読み替えて適用される法第 23 条第５項各号）。また、個人情報でない仮名加工情報についても、同様に、法令に基づく場合又は、委託、事業承継若しくは共同利用による場合には、第三者への提供が可能です（改正後の法第 35 条の３第１項、同条第２項により読み替えて準用される法第 23 条第５項各号）。
19	2-2-1	仮名加工情報の取扱いに係る義務の考え方	＜該当箇所＞ 2-2-1 仮名加工情報の取扱いに係る義務の考え方(P.13) 【個人情報取扱事業者である仮名加工情報取扱事業者が遵守する個人情報である仮名加工情報の取扱いに関する義務等】 ＜意見＞ 仮名加工情報である個人データを作成後、仮名加工情報の作成の元になった個人情報を消去した場合、元の個人情報への復元が不可能となることから当該仮名加工情報は非個人情報として取り扱	一般に、仮名加工情報を作成した事業者が、事後的に当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報等を削除すること等により、当該事業者において、当該仮名加工情報が「他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別することができる」状態でなくなった場合には、個人情報ではない仮名加工情報に該当します。この場合、当該事業者は、仮名加工情報取扱事業者として、改正後の法第 35

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			ってよいか。それとも、個人情報ではない仮名加工情報として取り扱うべきか、明確にしていただきたい。 ＜理由＞ 元になった個人情報を消去した場合、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」状態にないため、当該仮名加工情報は「個人情報」に該当しないと考えられる。しかし、個人情報ではない仮名加工情報として引き続き取扱う必要があるか判断に迷うため。 【一般社団法人　電子情報技術産業協会　法務・知的財産部会　個人データ保護専門委員会】	条の３に定める規律に従って、仮名加工情報を取り扱う必要があります。なお、この場合には、当該仮名加工情報は個人情報には該当しないため、当該仮名加工情報の取扱いについては、個人情報取扱事業者としての規律は適用されません。
20	2-2-1	仮名加工情報の取扱いに係る義務の考え方	**意見 15** **「個人情報でない仮名加工情報の取扱いに関する義務」に、利用目的の特定義務、目的外利用の禁止、利用する必要がなくなった時の遅滞なき消去の努力義務が含まれていないが、その理由を明らかにされたい。** （該当箇所：仮名加工情報・匿名加工情報編 2-2-1 仮名加工情報の取扱いに係る義務の考え方） **理由**	個人情報である仮名加工情報については、識別行為の禁止や第三者提供の禁止など、一定の行為規制を設けることで、特定の個人を識別しないことが確保される限り、本人と紐付いて利用されることはなく、個人の権利利益が侵害されるリスクが相当程度低下することを理由として、利用目的の変更の制限など、個人情報の取扱いに係る義務の一部を緩和することとしています。 個人情報ではない仮名加工情報については、個人情報ではない以上、個人情報の取扱いに関する

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			「個人情報である仮名加工情報」と「個人情報でない仮名加工情報」とで、課される義務の違いを比較すると、前者では、利用目的の特定が義務付けられ、目的外利用が禁止される（利用目的の変更は制限されないが）のに対して、後者では、利用目的を特定する義務がなく、目的外利用が禁止されないという点、また、前者では、利用する必要がなくなった時の遅滞なき消去の努力義務が課されるのに対して、後者では課されないという点がある。これらの違いを設けた理由は何か。 後者も前者と同様に、利用目的を特定し、利用目的を変更した上で、目的外利用をしないで利用するべきではないのか（あるいは、前者を後者と同様に、目的外利用を禁止することなく、利用目的を特定せず利用してよいことにするべきではなかったのか）、また、遅滞なき消去の努力義務も課されるべきではないのか。 【一般財団法人情報法制研究所　個人情報保護法研究 TF パブコメ検討 WG】	規律は及ばないため、利用目的の特定・公表等の義務は課されないこととしていますが、個人情報である仮名加工情報に係る特別な規律の潜脱を防止する観点から、識別行為の禁止や第三者提供の禁止など、必要最小限の規律を設けています。
21	2-2-2-1	仮名加工情報の適正な加工（法第 35 条の 2 第 1 項関係）	2-2-2-1 仮名加工情報の適正な加工 16 ページ	仮名加工情報制度の速やかな普及及び適正な活用の促進のため、仮名加工情報の活用事例の紹介等を含め、制度の趣旨・内容についての周知・広報に積極的に取り組んでまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			➢ 仮名化された状態で第三者から提供を受けた情報を、仮名加工情報として事業者が活用する場合の事例を具体的に示すべき。 【一般社団法人日本経済団体連合会　デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略 WG】	なお、仮名加工情報の活用事例等については、今後、事務局レポート等においてお示しすることを検討してまいります。
22	2-2-2-1	仮名加工情報の適正な加工（法第 35 条の 2 第 1 項関係）	26-１　匿名加工情報に関する事務局レポート「匿名加工情報「パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて」」のように、仮名加工情報についてもわかりやすい事務局レポート等を作成する予定があるか明らかにされたい。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	匿名加工情報制度については、活用事例や留意点等を示した事務局レポートを公表していますが、今後、仮名加工情報の活用事例等を含めた形での改定・公表を予定しています。
23	2-2-2-1	仮名加工情報の適正な加工（法第 35 条の 2 第 1 項関係）	26-２　「全部を削除する」と「削除する」は意識的に使い分けられていると言う理解でよいか。例えば、2-2-2-1-3 の事例 1)のクレジットカード番号については、下４桁を残して削除しても「削除する」に該当するか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	御理解のとおりです。 改正後の施行規則第 18 条の７第３号では、「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等」の削除等を求めるものです。 個別の事案ごとに判断されますが、クレジットカード番号の下４桁については、それ自体が不正に利用されることにより直ちに財産的被害が生じるおそれがあるとはいえないと考えられますので、クレジットカード番号のうち下４桁のみを残して加工することも可能であると考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				もっとも、クレジットカード番号の下４桁についても、その部分を何らかの分析等に利用する必要性がないのであれば、削除又は置換することが望ましいと考えます。
24	2-2-2-1	仮名加工情報の適正な加工（法第 35 条の 2 第 1 項関係）	意見１：ガイドブック(仮名加工情報・匿名加工情報編)における個人関連情報の加工方法（規則第 18 条の 7）に、匿名加工情報の加工方法である規則第 19 条 4 号のように、特異な記述等の削除を加えるべきである。個人関連情報は漏えい等の報告及び本人通知の義務がないことから、特定の個人の識別につながりやすい情報（極めて人数が少ない年齢の個人）となりうる特定な記述等は含めるべきではない。一方で個人関連情報の利用、例えば統計的分析ではそうした特異な記述をもつ個人に関するデータは不要であることが大半であり、個人関連情報の利活用への影響は軽微となるはずである。 【個人】	本ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）案は、改正後の法令に既に定められた条文の解釈や具体的な事例を示すものです。 なお、仮名加工情報は、その定義上、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別できること自体は許容されていることから、加工前の個人情報に含まれる「特異な記述等」が、当該個人情報に含まれる記述等以外の他の情報と組み合わせない限り、特定の個人を識別できない場合、当該「特異な記述等」は、必ずしも加工が求められるものではないと考えられます。 ただし、加工前の個人情報に含まれる「特異な記述等」が、それ自体により、又は当該個人情報に含まれる他の記述等との組み合わせにより、社会通念上、一般人の判断力や理解力をもって、生存する具体的な人物との同一性を認めるに至ることができるものである場合には、当該「特異な記述等」は、改正後の施行規則第18条の７第１号に

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				より加工の対象となります。 なお、御意見中の「個人関連情報」は、仮名加工情報を意図されているものと理解しております。
25	2-2-2-1	仮名加工情報の適正な加工（法第 35 条の 2 第 1 項関係）	**【該当箇所】** 2-2-2-1 仮名加工情報の適正な加工（法第 35 条の 2 第 1 項関係）（16 頁～） **【意見】** 「仮名加工情報の取扱いに係る法第 4 章第 2 節の規律（法第 35 条の 2 及び第 35 条の 3）は、……仮名加工情報データベース等を構成しない仮名加工情報（いわゆる散在情報）には……適用されない」（17 頁（※1））とのことであるが、防犯カメラ等で撮影した人物の画像（体系的に整理されたものではない個人情報）に、特定の個人が識別できないように加工（当該人物にモザイクをかけるなど）を行い、AI 学習の学習用データ（従来想定している防犯のためではなく、マーケティング等の目的）として用いる場合は、仮名加工情報の規律が適用されるという理解でよいか確認したい。 **【理由】**	改正後の法第４章第２節の規律は、仮名加工情報データベース等を構成する仮名加工情報の取扱いに適用されます。これは、仮名加工情報の取扱いに関する事業者の負担が過度なものとならないようにする趣旨です。 そのため、改正後の法第４章第２節の規律が全面的に適用されるものとして作成された仮名加工情報については、それが客観的には仮名加工情報データベース等を構成しないと評価され得るものである場合でも、事業者において、仮名加工情報データベース等を構成する仮名加工情報として取り扱うことは可能であると考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			個人情報データベースを構成する場合よりも、本人の権利侵害の可能性が低い散在情報において、仮名加工情報の取扱いに係る規律が適用されないとなると、散在情報を仮名加工化した場合は、利用目的の変更に関する同意等を取得しなければならなくなり、元の情報が「散在情報」ということだけをもって仮名加工情報の規律がすべて適用されなくなるのであれば、本来仮名加工情報が想定している情報の利活用が進まなくなるおそれがあるためである。 【経営法友会】	
26	2-2-2-1	仮名加工情報の適正な加工（法第 35 条の 2 第 1 項関係）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編） 2-2-2-1 仮名加工情報の適正な加工（法第 35 条の 2 第 1 項関係） たとえば、システム開発の目的で、委託先のベンダーにテスト実施を委託するにあたり、テストデータとして、実際の顧客のデータからマスクキングしたデータを作成した場合で、加工前の個人情報や削除情報等を保有していたとしても照合して個人を特定したり復元することが不可能な場合、単に非個人情報とするのではなく、「個人情報でない仮名加工情報」として扱う必要があるでしょうか。（「安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報	改正後の法第35条の２第１項の「作成するとき」とは、仮名加工情報として取り扱うために、当該仮名加工情報を作成するときのことをいいます。そのため、例えば、仮名加工情報として取り扱われるものとして作成する意図を有することなく、個人情報の取扱いに適用される義務が全面的に適用されるものとして、個人情報を加工して得られたものや、仮名加工情報の加工基準を満たしていない結果、引き続き個人情報として取り扱われる必要があるものには、仮名加工情報の取扱いに係る規律は適用されません。 なお、個別の事案ごとに判断されますが、顧客

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			を削除又は他の記述等に置き換えた上で引き続き個人情報として取り扱う」ことをしない場合は、仮名加工情報としての取り扱いが必要となるのでしょうか。） 復元可能性がないのであれば、仮名加工情報には該当しないのでしょうか。 その整理をガイドラインまたはQAで示していただきたいです。 【匿名】	データについて氏名等の一部をマスキングしたに過ぎない場合、当該加工後の情報は、加工前の個人情報との容易照合性等を踏まえると、通常、個人情報に該当することが多いと考えられますので、ご留意ください。
27	2-2-2-1	仮名加工情報の適正な加工（法第35条の2第1項関係）	仮名加工情報・匿名加工情報編　P16 2-2-2-1仮名加工情報の適正な加工（法第35条の2第1項関係） ※1内に「いわゆる散在情報」と解説されていますが、民間の個人情報取扱事業者には散在情報という考え方はないため、丁寧に解説をしていただきますようお願いいたします。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	御指摘の（※１）に記載のとおり、「散在情報」とは、仮名加工情報データベース等を構成しない仮名加工情報を指しています。
28	2-2-2-1	仮名加工情報の適正な加工（法第35条の2第1項関係）	個人情報取扱事業者が、仮名加工情報に加工した後に名寄せするために、異なる利用目的で取得した個人データも含めその個人情報取扱台事業者が保有するすべての個人データを同一の加工方法で仮名加工情報に加工することは、仮名加工情報の加工方法として適法ですか？	仮名加工情報については、識別禁止義務が課されており（改正後の法第35条の２第７項、法第35条の３第３項により読み替えて準用される法第35条の２第７項）、仮名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別する目的で、当該仮名

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【匿名】	加工情報を他の情報と照合することが禁止されますので、ご留意ください。 なお、仮名加工情報の作成に当たっては、改正後の法第35条の２第１項により、改正後の施行規則第18条の７各号に定める加工基準に従い、個人情報を加工する必要があります。
29	2-2-2-1	仮名加工情報の適正な加工（法第35条の2第1項関係）	（該当箇所） 匿名加工情報編の17ページ・13行目 （意見） ガイドライン案には「「個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工」するためには、加工する情報の性質に応じて、規則第18条の7各号に定める加工基準を満たす必要がある」と記載されていますが、当該個人情報に含まれる情報項目との関係で必要となる全ての加工（第18条の7各号の全て）を行う必要があると理解して良いでしょうか。 （理由） 氏名等とクレジットカード番号の両方が含まれている場合、両方とも削除する必要がありそうに思いましたので、確認できればと思います。	御理解のとおりです。 仮名加工情報の作成に当たっては、改正後の法第35条の２第１項により、改正後の施行規則第18条の７各号に定める加工基準に従い、個人情報を加工する必要がありますが、各号に定める措置を選択的に講ずればよいものではなく、各号全ての措置を行う必要があります（ただし、該当する情報がない場合は当該措置を講じる必要はありません）。なお、個人の権利利益の保護の観点から追加的に措置を講じることを妨げるものではありません。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【個人】	
30	2-2-2-1	仮名加工情報の適正な加工（法第 35 条の 2 第 1 項関係）	（該当箇所） 匿名加工情報編の 17 ページ・13 行目 （意見） 個人情報である仮名加工情報の利用目的については、次のように理解して良いでしょうか（以下の記載における「仮名加工情報」は個人情報である仮名加工情報を意味します）。 「仮名加工情報を作成した場合、仮名加工情報の利用目的を新たに公表する必要はない」 「仮名加工情報の利用目的の変更には制限がないが、変更した場合は公表する必要がある」 「個人情報の利用目的と仮名加工情報の利用目的が異なる場合、個人情報の利用目的の範囲は超えるが仮名加工情報の利用目的の範囲内において利用するのであれば、個人情報の利用目的との関係は問題にならない」 （理由） 個人情報である仮名加工情報については、利用目的について次のようなルールがあると認識しています。	御理解のとおりです。 なお、「仮名加工情報を作成した場合、仮名加工情報の利用目的を新たに公表する必要はない」の点については、御理解のとおり、仮名加工情報の作成後は、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報の利用目的が、当該仮名加工情報の利用目的として引き継がれることになり、その時点で新たに利用目的を公表する必要はありません。ただし、当該仮名加工情報を、元となった個人情報の利用目的の範囲を超える利用目的で利用する場合には、利用目的の変更に該当するため、原則として変更後の利用目的を新たに公表する必要があるため、ご留意ください。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			「仮名加工情報を作成した場合、元になった個人情報の利用目的が当該仮名加工情報の利用目的として引き継がれる」（ガイドライン案 28 ページ、（※2）） 「仮名加工情報は 15 条 1 項の規定により特定された利用目的の範囲内で利用しなければならない」（法第 35 条の 2 第 3 項） 「仮名加工情報の利用目的の変更には制限がないので、個人情報の利用目的を超えて仮名加工情報の利用目的を設定することができる」（ガイドライン案 27 ページ 15 行目） 「仮名加工情報を取得した場合には仮名加工情報の利用目的を公表する必要があるが、仮名加工情報の作成はここでいう「取得」には該当しない」（ガイドライン案 28 ページ 14 行目、29 ページ 15 行目） 「仮名加工情報の利用目的を変更した場合、変更後の利用目的を公表しなければならない」（ガイドライン案 19 行目） これらのルール全体の理解が難しいため、正しいかどうかを確認できればと思います。 【個人】	
31	2-2-2-1	仮名加工情報の適正な加工（法第 35 条の 2 第 1 項関係）	**・該当箇所** 匿名加工情報編の１８ページの７行目 **・意　見**	本ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）案は、個人情報の保護に関する法律の解釈や具体的な事例を示すものであり、仮名加工情報及

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			注意書き（※）として、以下を追記する。 「具体的な加工方法については、「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律についてのガイドライン（匿名加工医療情報編）」４－１　匿名加工医療情報の加工基準に、詳細な考え方が示されていることから、これを参考とすること。」 **・理　由** 本ガイドラインでは、仮名加工・匿名加工の具体的方法に関する記述が不足しており、利用者が適切に加工できずに個人情報がそのまま利用される恐れがあることから、既に作られたわかりやすい加工基準を示すことが適切であると考えられる。 【一般社団法人日本医療情報学会】	び匿名加工情報の加工の方法についても、複数の事例を記載しています。 引き続き、仮名加工情報制度の速やかな普及や、仮名加工情報制度及び匿名加工情報制度の適正な活用の促進のため、活用事例の紹介等を含め、制度の趣旨・内容についての周知・広報に積極的に取り組んでまいります。 なお、匿名加工情報制度については、活用事例や留意点等を示した事務局レポートを公表していますが、今後、仮名加工情報の活用事例等を含めた形での改定・公表を予定しています。
32	2-2-2-1-1	特定の個人を識別することができる記述等の削除	（該当箇所） 「匿名加工情報編」の 2-2-2-1-1（特定の個人を識別することが出来る記述等の削除）規則第 18 条の７（第 1 号）1 行目にある"氏名等の削除”と、現行の「匿名加工情報編」15 ページ（別紙 1）（匿名加工情報の加工に関する手法例の抜粋）の（1）（項目削除）にある”個人情報の記述等の削除” （ご意見）	匿名加工情報については、提供時に匿名加工情報である旨の明示が必要になることから（法第 36 条第４項、法第 37 条）、受領した情報が匿名加工情報と仮名加工情報のいずれかが不明であるケースは、想定されません。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			(1)「匿名加工情報編」の 2-2-2-1-1（特定の個人を識別することが出来る記述等の削除）規則第 18 条の７（第１号）１行目にある"氏名等の削除”は、現行の「匿名加工情報編」15 ページ（別紙 1)（匿名加工情報の加工に関する手法例の抜粋）の（1）（項目削除）にある”個人情報の記述等の削除”と同じ内容である。 これでは、例えば、人材派遣事業者から、氏名なし「スキルシート」を受取った場合、これが仮名加工情報なのか匿名加工情報なのか区別がつかない。個人情報の受取側において、受取情報だけを見て、仮名加工なのか匿名加工なのか区別できるようにしてほしい。 （理由） （１）例えば、人材派遣事業において、派遣事業者から、氏名なし「スキルシート」を取得した場合、これが仮名加工情報なのか匿名加工情報なのか区別がつかないので、情報の提供者が適正処理をしていることを確認できない。 【個人】	
33			**【該当箇所】** 2-2-2-1-1　特定の個人を識別することができる記述等の削除（18 頁～）	仮名加工情報の作成に当たっては、改正後の法第 35 条の２第１項により、改正後の施行規則第 18 条の７各号に定める加工基準に従い、個人情報

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【意見】 画像もしくは動画を仮名加工情報とする場合も、個人を特定できる情報（たとえば、人物の顔にモザイクをかけるなど）を加工すれば、仮名加工情報となるという理解でよいか確認したい。そうであれば、【想定される加工の事例】（19 頁）に、たとえば、以下の事例を追加されたい。 事例３）人物、景観、日時情報が含まれる画像を加工する場合に次の措置を講じる。 1）人物の顔にモザイクをかける。 **【理由】** 個人が識別可能な画像は個人情報であり（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」2-1)、「防犯目的のみのために取得したカメラ画像やそこから得られた顔認証データについて、他の目的に利用しようとする場合、本人の同意を得る必要があ」ると考える（「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』及び『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について』に関する Q&A」1-12 等)。ところが、防犯カメラは不特定多数の映像が映りこむ性質から、過去に撮影された映像につき、改めて本人の同意を得ることは困難である。	を加工する必要があります。そのため、仮名加工情報を作成する意図をもって、改正後の施行規則第 18 条の７各号に定める加工基準を満たす形で個人情報である画像データ又は動画データを加工した場合には、仮名加工情報を作成することも可能であると考えられます。 なお、仮名加工情報の活用事例等については、今後、事務局レポート等においてお示しすることを検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			「安全確保の目的」（転落・衝突のおそれがある場合のアラート発報等）や「マーケティングの目的」（回遊ルートの改善等）といった用途で、画像を「技術開発の目的」に利活用することができれば、技術的には社会課題の解決の可能性であっても、従来、過去に蓄積された防犯カメラ画像を学習用データとすることは法令との関係で困難であった。 技術発展著しい画像解析分野における今後の社会実装フェーズで、法令遵守意識の高い事業者ほどグレーゾーンに慎重となって新技術の導入が遅れ、また、技術面でも国際競争力が落ちる状況は望ましくない。 以上が、【想定される加工の事例】（19 頁）ですでに提案されている文字列の仮名加工情報事例に加え、画像情報の仮名加工についても、一定の目安となる加工事例の提示を求める理由である。 【経営法友会】	
34	2-2-2-1-1	特定の個人を識別することができる記述等の削除　P19	●　匿名加工情報編 2-2-2-1-119 ページ 16 行目 「仮 ID を付す場合には、元の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法でなければならない。」の「規則性」は、あくまで「元の記述等を復元することのできる規則性」を問題視しており、例えば、別のデータベースにある同一人物に同一の仮 ID を付与したり、氏名や生年月日の組合せから生成されるハッシュ値を仮 ID にすることのような「規則性」は問題ではないと	御指摘の箇所における「復元することのできる規則性を有しない方法」とは、置換え後の記述等から元の個人情報の記述等への変換の規則性を有しない方法を意味し、記述等を置き換えるための規則性を有しないことまで求めるものではありません。そのため、ハッシュ関数等を用いて氏名等から仮ＩＤを生成することも可能です。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			いう理解で良いでしょうか？異なる保有個人データベースから作成した仮名加工情報の利用方法として、仮 ID で名寄せしてから統計情報を作ることを想定しています。 【個人】	仮名加工情報を他の仮名加工情報と照合することが識別禁止義務（改正後の法第 35 条の２第７項、法第 35 条の３第３項により読み替えて準用される法第 35 条の２第７項）に違反するか否かは、その目的や照合される仮名加工情報に含まれる記述等により、個別の事案ごとに判断されます。
35	2-2-2-1-1	特定の個人を識別することができる記述等の削除	**・該当箇所** 匿名加工情報編通則編の１９ページの６行目 **・意　見** 「他の記述等に置き換える」に下記の「注意（※）」を追加する。 ※氏名等の個人に直接紐付く情報（識別子）や生年月日、住所等の複数を組み合わせることで個人の特定が可能な情報（準識別子）等から、特定のルールで導かれるＩＤは、例えそのルールが一方向関数（直接は識別子や準識別子に逆変換できない関数）であったとしても、そのルールを共有することによって、第三者が他の個人データにそのルールを適用することによって個人情報と「照合可能」にしたり、複数の情報と統合することによって（突合を行った者が意図していなくとも）個別の情報ではなし得なかった個人特定を可能にしたりする可能性がある。したがって、こ	改正後の法第 16 条の２に定める不適正利用に該当するためには、ある個人情報の利用が「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」により行われる必要があるところ、提供元が仮ＩＤを匿名加工情報や仮名加工情報の一部として用いたとしても、当該匿名加工情報や当該仮名加工情報を取得した提供先において直ちに識別禁止義務に違反する識別行為が行われるおそれがあるとはいえないことから、提供元が仮ＩＤを付することそれ自体が直ちに改正後の法第 16 条の２に違反する行為となるわけではありません。 なお、例えば、氏名を仮ＩＤに置き換えた場合における置き換えアルゴリズムと当該アルゴリズムに用いられる乱数等のパラメータの組み合わせ

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			のようなＩＤを「仮名加工個人情報・匿名加工個人情報」の一部として用いることは、その情報を得た者に法（法第３５条の２（第７項）、法３６条第５項、第３８条）で禁じられている「照合」を誘発させることから、法第１６条の２に示す「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発する恐れがある」と解されることに注意が必要である。 **・理　由** 仮名加工情報は、第三者提供を禁じられた情報ではあるが、委託・共同利用によって、他の組織による利用を可能にできる側面がある。個人情報の委託・共同利用は改正前から認められている事項ではあるが、「仮名個人情報」であることによって、個人情報の本人たる法に明るくない者にわかりにくい形で、複数機関の個人情報の照合等が行えてしまうことから、仮名加工情報についても当該記述を加えておくことが適切であると考えられる。 【一般社団法人日本医療情報学会】	等の仮ＩＤの作成方法に関する情報は、削除情報等に該当するところ、削除情報等について講ずべき安全管理措置には、削除情報等を取り扱う権限を有しない者による取扱いを防止するために必要かつ適切な措置が含まれます（改正後の法第 35 条の２第２項、改正後の施行規則第 18 条の８第３号）。したがって、例えば、仮名加工情報の共同利用の場面において、その情報を用いて当該仮名加工情報の元となった個人情報を復元できるような仮ＩＤの作成方法に関する情報を他の共同利用者と共有することは、原則として認められないと考えられます。
36	2-2-2-1-2	個人識別符号の削除	＜該当箇所＞ 2-2-2-1-2 個人識別符号の削除(P.20) ＜意見＞	御指摘の（※２）は、改正後の施行規則第 18 条の７第１号に基づく加工について、個別の事例ごとに判断する必要がある旨を注意的に記載したものです。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			「例えば、氏名の削除後、当該個人情報に含まれる他の記述等により、なお特定の個人を識別することができる場合には、…」について、具体的にどのようなケースが想定されているか、Ｑ＆Ａ等で具体例を明示していただきたい。 ＜理由＞ 正確な理解を損ねると、思いがけず法令違反となってしまうおそれがあるため。 【一般社団法人　電子情報技術産業協会　法務・知的財産部会　個人データ保護専門委員会】	「氏名の削除後、当該個人情報に含まれる他の記述等により、なお特定の個人を識別することができる場合」としては、例えば、加工後の情報に含まれる住所、生年月日等の記述の組み合わせにより、特定の個人を識別することができる場合が考えられます。 なお、仮名加工情報の活用事例等については、今後、事務局レポート等においてお示しすることを検討してまいります。
37	2-2-2-1-3	不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除	2.仮名加工情報・匿名加工情報編 2-2-2-1-3 について 法施行規則第 18 条第 3 号の定める削除対象は「財産的被害が生じるおそれがある記述」とされており、ガイドライン案にある「おそれが類型的に高」いという限定は付されていない。これは、類型的に財産的被害が生じるおそれが高くない又は軽微である記述等は、同号の定める削除対象とならないことが示されたものと解して良いか。また、財産的被害が生じるおそれが類型的に高い記述等の事例やその考慮要素についても、例示することを検討されたい。 【一般社団法人医療データベース協会】	改正後の施行規則第 18 条の７第３号における「財産的被害が生じるおそれ」の有無は、個人情報に含まれる記述等が不正に利用されることにより財産的被害が生じる蓋然性を考慮して判断されるため、例えば、ある記述等について不正に利用されることにより財産的被害が生じる可能性が理論上は否定できない場合であっても、その可能性が相当程度低いものである場合には、改正後の施行規則第 18 条の７第３号に基づく加工は求められません。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				なお、「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等」の例としては、クレジットカード番号や、送金や決済機能のあるウェブサービスのログインＩＤとパスワードの組み合わせが考えられます。 仮名加工情報の活用事例等については、今後、事務局レポート等においてお示しすることを検討してまいります。
38	2-2-2-1-3	不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除	仮名加工情報・匿名加工情報編　P21 2-2-2-1-3 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除 2-2-2-1-3 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除の中では、詐欺に利用されやすい情報の具体例、銀行口座情報の取扱い等について、丁寧に解説していただききますようお願いいたします。（通則編の報告義務対象も同様） 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	改正後の施行規則第 18 条の７第３号における「財産的被害が生じるおそれ」の有無は、個人情報に含まれる記述等が不正に利用されることにより財産的被害が生じる蓋然性を考慮して判断されるため、例えば、ある記述等について不正に利用されることにより財産的被害が生じる可能性が理論上は否定できない場合であっても、その可能性が相当程度低いものである場合には、改正後の施行規則第 18 条の７第３号に基づく加工は求められません。 なお、個別の事案ごとに判断されますが、口座番号のみが漏えいしたとしても、それ自体が不正に利用されることにより直ちに財産的被害が生じるおそれがあるとはいえないと考えられますの

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				で、口座番号それ自体については、改正後の施行規則第18条の７第３号における「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等」には該当しないと考えられます。 　もっとも、口座番号についても、その部分を何らかの分析等に利用する必要性がないのであれば、削除又は置換することが望ましいと考えます。
39	2-2-2-1-3	不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除	（該当箇所） 匿名加工情報編　21～22ページ 2-2-2-1-3「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除」 （意見） 本ガイドラインにおける「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すべき該当例」について、事業者が適切な判断を行う上での基準となり得る具体例を記載することを要望する。 （理由） 仮名加工情報を作成するための個人情報の加工の基準としては三つの基準が示されている。この中でもとりわけ「不正に利用され	改正後の施行規則第18条の７第３号における「財産的被害が生じるおそれ」の有無は、個人情報に含まれる記述等が不正に利用されることにより財産的被害が生じる蓋然性を考慮して判断されるため、例えば、ある記述等について不正に利用されることにより財産的被害が生じる可能性が理論上は否定できない場合であっても、その可能性が相当程度低いものである場合には、改正後の施行規則第18条の７第３号に基づく加工は求められません。 　なお、改正後の施行規則第18条の７第３号における「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等」の例としては、当該記述等が不正に利用することで本人になりすま

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			ることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等の削除」については、その外延が明確でないため、解釈の仕方によっては、個人情報取扱事業者の円滑な事業の推進を阻害しかねない。 本ガイドライン（案）では「クレジットカード番号」「送金や決済機能のあるウェブサービスのログインＩＤ・パスワード」が例として挙げられてはいるが、わずか２例しかなく、例示が限定的で実務を行う上での基準とはなり得ない。どのようなものが「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述」に該当するのか、事業者が適切な判断を行う上での基準となり得る程度の数・内容の具体的例が挙げられるべきである。 【一般社団法人　日本民間放送連盟】	して財産の処分が行うことができると想定されるものとして、クレジットカード番号や、送金や決済機能のあるウェブサービスのログインＩＤとパスワードの組み合わせが考えられます。
40	2-2-2-1-3	不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除	＜該当箇所＞ 2-2-2-1-3 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除(P.22) 【想定される加工の事例】 ＜意見＞ 口座番号は、不正に利用されることにより個人の財産的被害が生じるおそれがある記述等に該当するか明記していただきたい。 ＜理由＞	改正後の施行規則第 18 条の７第３号における「財産的被害が生じるおそれ」の有無は、個人情報に含まれる記述等が不正に利用されることにより財産的被害が生じる蓋然性を考慮して判断されるため、例えば、ある記述等について不正に利用されることにより財産的被害が生じる可能性が理論上は否定できない場合であっても、その可能性が相当程度低いものである場合には、改正後の施行規則第 18 条の７第３号に基づく加工は求められません。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			一見、口座番号が漏洩することにより財産的被害が生じるおそれがありそうにも見えるが、クレジットカードと異なり、口座番号がわかっただけでは預金を引き出すことも、送金することもできず、口座番号のみが漏洩したところで直接的に財産的被害が生じるおそれはないと思われるため。 【一般社団法人　電子情報技術産業協会　法務・知的財産部会　個人データ保護専門委員会】	なお、個別の事案ごとに判断されますが、口座番号のみが漏えいしたとしても、それ自体が不正に利用されることにより直ちに財産的被害が生じるおそれがあるとはいえないと考えられますので、口座番号それ自体については、改正後の施行規則第18条の７第３号における「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等」には該当しないと考えられます。 もっとも、口座番号についても、その部分を何らかの分析等に利用する必要性がないのであれば、削除又は置換することが望ましいと考えます。
41	2-2-2-1-3	不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除	○匿名加工情報・匿名加工情報編２２頁において、財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除について、現場での理解に資するよう、被害を「財産的被害」に限定する趣旨を記載すべきではないか。 【内閣府健康・医療戦略推進事務局次世代医療基盤法担当】	仮名加工情報である個人データが漏えい等の報告等の義務の対象外とされている（改正後の法第35条の２第９項）のは、加工により漏えい等の発生時に個人の権利利益の侵害が生じるリスクが低減されていることを踏まえたものですが、例えば、クレジットカード番号のように、特定の個人を識別できない状態であっても、不正利用により個人の財産的被害が生じる可能性がある情報があり得るため、漏えい時の個人の権利利益の侵害リスクを低減させる観点等から、改正後の施行規則

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				第 18 条の７第３号は、「個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等」について加工を求めています。
42	2-2-2-2	情報削除等の安全管理措置（法第 35 条の 2 第 2 項関係）	27-１　（※）2 において、削除情報等の漏えい等が法第 22 条の 2 の要件を満たす場合には、同条に基づく報告や本人通知が必要となるとされているが、具体的には、削除情報等とともに仮名加工情報が漏えい等するケースを想定していると理解してよいか？ 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	御指摘の（※２）においては、削除情報等の漏えい等が改正後の法第 22 条の２の要件を満たすことになる場合には、同条に基づく報告や本人通知が必要となる旨を記載しており、これに該当する場合は、必ずしも削除情報等と仮名加工情報が同時に漏えい等した場合に限られないと考えられます。
43	2-2-2-2	情報削除等の安全管理措置（法第 35 条の 2 第 2 項関係）	＜該当箇所＞ 2-2-2-2 削除情報等の安全管理措置(P.25) ＜意見＞ 「(別表 1) 削除情報等の安全管理で求められる措置の具体例」について、具体例に挙げられている項目は、すべてを実施しなければならないという意味でなく、１以上が実施されていれば足りると理解してよいか、明確にしていただきたい。 ＜理由＞ 具体例に挙げられたすべての項目を実施すると、企業の負担が大きくなりかねないため。	削除情報等について講ずべき安全管理措置は、対象となる削除情報等が漏えいした場合における個人の権利利益の侵害リスクの大きさを考慮し、当該削除情報等の量、性質等に応じた内容とすべきであるため、必ずしも別表１の具体例に掲げる例示の内容の全てを講じなければならないわけではなく、また、適切な手法はこれらの例示の内容に限られません。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【一般社団法人　電子情報技術産業協会　法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】	
44	2-2-2-2	情報削除等の安全管理措置（法第 35 条の 2 第 2 項関係）	＜該当箇所＞ 2-2-2-2　削除情報等の安全管理措置（別表 1）(P.25) ＜意見＞ 講じなければならない措置として、「②削除情報等の取扱いに関する規程類の整備と（後略)」があるが、削除情報の取扱いに関して、具体的にどのような項目を含む規程類を整備する必要があるのか示していただきたい。 ＜理由＞ 「削除情報等」とは、新しい概念であり、削除情報等の取扱いに関する規程類の整備として、どこまで対応する必要があるのか把握することが難しいため。 【一般社団法人　電子情報技術産業協会　法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】	例えば、作成、保存、削除・廃棄等の取り扱う場面ごとに、削除情報等の取扱方法、責任者・担当者及びその任務等を定めることが考えられますが、削除情報等について講ずべき安全管理措置は、対象となる削除情報等が漏えいした場合における個人の権利利益の侵害リスクの大きさを考慮し、当該削除情報等の量、性質等に応じた内容とすべきものであるため、「削除情報等の取扱いに関する規程類」についても、個別の事案ごとに判断する必要があります。
45	2-2-3-1-2	利用目的の公表	＜該当箇所＞ 2-2-3-1-2 利用目的の公表(P.29)	個別の事案ごとに判断されますが、例えば、個人情報である仮名加工情報の利用目的を公表することにより、企業秘密に関する事項等が競合他社

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			(2) 利用目的を公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合 ＜意見＞ 事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある具体的な場合をＱ＆Ａ等で例示していただきたい。 ＜理由＞ 利用目的を公表しなくてよい「正当な利益」について、例示がないとどのような場合が該当するか判断が付かないため。 【一般社団法人　電子情報技術産業協会　法務・知的財産部会　個人データ保護専門委員会】	等に明らかになり、当該個人情報取扱事業者の保護されるべき権利又は正当な利益が侵害されるおそれが客観的に認められる場合等が考えられます。
46	2-2-3-1-2	利用目的の公表	３．仮名加工情報・匿名加工情報編（案） （番号） ２－２－３－１－２ （項目） 利用目的の公表 【確認/意見】	1　本ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）案２－２－３－１－２において、「個人情報取扱事業者である仮名加工情報取扱事業者は、個人情報である仮名加工情報を取得した場合（※）には、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を公表しなければならない。」としており、その上で、御指摘の（※）において、「個人情報取扱事業者が、自ら保有する

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			（具体的な内容） １．（※）において、「個人情報取扱事業者が、自ら保有する個人情報の一部を削除する等の加工を行ったに過ぎない場合は、ここで言う個人情報の『取得』には該当しない」とあるが、『取得』に該当しない以上、公表も不要という理解でよいか。仮にそのような理解でよい場合、公表も不要となることも明確にしていただきたい。 ２．（※）において、「事業の承継」に伴い他の事業者に（個人情報である仮名加工情報及び削除情報等を）提供した場合、当該他の事業者によっては、個人情報である仮名加工情報の「取得」に該当する旨の記載があるが、同じく「第三者に該当しない場合」（法２３条５項、６項）である、「委託」における委託先や「共同利用」における共同利用先に係る「取得」の解釈についても、本項に明記いただきたい。 【一般社団法人　生命保険協会】	個人情報の一部を削除する等の加工を行ったに過ぎない場合は、ここでいう個人情報の「取得」には該当しない。」と記載しているとおり、「個人情報取扱事業者が、自ら保有する個人情報の一部を削除する等の加工を行ったに過ぎない場合」には、仮名加工情報の利用目的を公表する必要はありません。なお、この場合、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報の利用目的が、当該仮名加工情報の利用目的として引き継がれますが、当該利用目的を変更した場合には、原則として変更後の利用目的を公表する必要があります。 2　御指摘の箇所は、個人情報である仮名加工情報の「取得」に該当する具体例を示すものですが、事業の承継に伴う場合には、委託や共同利用に伴う場合等に比して、仮名加工情報と当該仮名加工情報に係る削除情報等を同一の提供先に提供することがより一般的に想定されることから、本ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）案においては、事業の承継に伴う場合を記載しています。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				なお、委託や共同利用により仮名加工情報のみが提供される場合、提供先にとって当該仮名加工情報は、通常、個人情報に該当しないと考えられるため、個人情報である仮名加工情報に適用される規定である改正後の法第35条の２第４項により読み替えて適用される法第18条は、通常、当該提供先に適用されません。
47	2-2-3-1-2	利用目的の公表	28-１　（※）において仮名加工情報を作成した場合には「取得」に当たらないと整理され、利用目的の公表は不要とされている。仮名加工情報の作成に関しては、2-2-3-1-1（※2）では、「個人情報取扱事業者が仮名加工情報を作成したときは、作成の元となった個人情報に関して法第15条第1項の規定により特定された利用目的が、当該仮名加工情報の利用目的として引き継がれる。」とされている。作成の元となった個人情報に関して利用目的の本人への通知はなされているが公表はされていないという状況下で、仮名加工情報が作成された場合、作成時に利用目的の公表をする必要はないと理解してよいか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	御理解のとおりです。 個人情報である仮名加工情報を「取得」した場合には、利用目的を公表する必要がありますが、「取得」に該当しない場合には、個人情報である仮名加工情報の利用目的を公表する必要はありません。 もっとも、仮名加工情報の利用目的として引き継がれた利用目的を変更した場合には、原則として変更後の利用目的を公表する必要があります。
48	2-2-3-1-2	利用目的の公表	28-２　仮名加工情報の利用目的の変更について法第15条第2項の適用はないものとされているが（2-2-3-6（1））、変更後の利用	個人情報である仮名加工情報の利用目的を変更した場合には、改正後の法第35条の２第４項に

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			目的については公表を要する。仮名加工情報の利用目的は、作成時には作成の元となった個人情報の利用目的を引き継ぐと整理されているところ、これを法第 15 条第 2 項の制限を超えて変更する場合、元の個人情報については利用目的を変更できないことになる。この場合、仮名加工情報についての変更後の利用目的の公表に際して、仮名加工情報であることはどのように特定することが想定されているか。事業者が複数の仮名加工情報を作成する場合を想定して回答されたい。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	より読み替えて適用される法第 18 条第３項により、変更後の利用目的を公表する必要があります。その際、変更後の利用目的が仮名加工情報に係るものであることを明確にする必要があると考えます。複数の仮名加工情報を作成する場合にも、同様です。
49	2-2-3-2	利用する必要がなくなった場合の消去（法第 35 条の 2 第 5 項関係）	＜該当箇所＞ 2-2-3-2 利用する必要がなくなった場合の消去(P.31) ＜意見＞ 「また、保有する削除情報等について利用する必要がなくなったときは、当該削除情報等を遅滞なく消去するように努めなければならない」について、削除したことの証跡が必要か、明確にしていただきたい。また、証跡が必要である場合、どのようなものが証跡となりうるか、明確にしていただきたい。 ＜理由＞	改正後の法第 35 条の２第５項により読み替えて適用される法第 19 条は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなった場合には、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めることを求めるものですが、消去したことの証跡を残すことを求めるものではありません。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			正確な理解を損ねると、各社の対応にバラつきが生じるおそれがあるため。 【一般社団法人　電子情報技術産業協会　法務・知的財産部会　個人データ保護専門委員会】	
50	2-2-3-2	利用する必要がなくなった場合の消去（法第 35 条の 2 第 5 項関係）	該当箇所：匿名加工情報編、31 ページ、14 行目 意見： 仮名加工情報である個人データを利用する必要がなくなった場合の消去規定に関して、「(※1)「仮名加工情報である個人データの消去」とは、当該仮名加工情報である個人データを個人データでなくすることであり、当該仮名加工情報である個人データを削除することのほか、当該仮名加工情報を容易に照合できる他の情報と結み合わせても特定が個人を識別できないようにすること等を含む。」とあるが、当該仮名加工情報である個人データを削除せず、「削除情報等」を削除することにより、特定の個人を識別できないようにすれば足りることを確認したい。 理由： 解釈の明確化のため。 【日本製薬工業協会】	個別の事案ごとに判断されますが、削除情報等を削除した場合でも、例えば、仮名加工情報の作成の元となった個人情報を引き続き保有している場合には、当該仮名加工情報は、通常、「他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別することができる」状態にあると考えられますので、削除情報等を削除することのみにより、常に「仮名加工情報である個人データの消去」に該当するものではありません。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
51	2-2-3-3	第三者提供の禁止等（法第 35 条の 2 第 6 項関係）	・２　仮名加工情報 2-2-3-3　第三者提供の禁止等（法第 35 条の 2 第 6 項関係） 仮名加工情報の第三者提供について、現在のガイドラインの説明ではわかりにくく、第三者に提供する場合に「仮名加工」と同様の加工はできない、あるいは個人データとして加工しないか匿名加工情報にしなければ第三者に提供できないといった誤解を招いているため、以下について明確にわかるような説明をするか、Q&A に追加していただきたい。 １）個人データの第三者提供について本人から同意を得ている場合には、仮名加工の有無にかかわらず第三者への提供は個人データの第三者提供であること。 ２）個人データの第三者提供として第三者に提供する場合に、仮名加工情報を作成するときと同じ加工をしたとしても、第三者に提供する情報は仮名加工情報とは呼ばないこと。 ３）このような情報は提供元においては個人データであることから、加工する際の方法や個人データとの対照表は提供元で破棄しなくても良いこと。 【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】	１）について、仮名加工情報の第三者提供は原則として禁止されており、本人の同意を得た場合であっても第三者提供は認められません（改正後の法第 35 条の２第６項、法第 35 条の３第１項及び第２項）。もっとも、仮名加工情報の作成の元となった個人データについては、本人の同意を得て第三者提供することは可能です。 ２）について、改正後の法第 35 条の２第１項の「作成するとき」とは、仮名加工情報として取り扱うために、当該仮名加工情報を作成するときのことをいいます。そのため、例えば、仮名加工情報として取り扱われるものとして作成する意図を有することなく、個人情報の取扱いに適用される義務が全面的に適用されるものとして、個人情報を加工して得られたものや、仮名加工情報の加工基準を満たしていない結果、引き続き個人情報として取り扱われる必要があるものには、仮名加工情報の取扱いに係る規律は適用されません。 ３）については、仮名加工情報の場合、氏名と仮ＩＤの対応表のような削除情報等については、必ずしも破棄が求められるものではありません

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				が、改正後の法第35条の２第２項に基づき安全管理措置を講ずる必要があります。 　仮名加工情報の第三者提供の考え方等については、Ｑ＆Ａ等において解説することを検討してまいります。
52	2-2-3-3	第三者提供の禁止等（法第35条の2第6項関係）	●匿名加工情報編　2-2-3-3　32ページ　20行目 欧州との十分性認定の枠組み、又はSCC/BCRにより、国内の「個人情報である仮名加工情報」を欧州の企業に委託したり欧州企業と共同利用する場合には、移転先の欧州の企業にとってその仮名加工情報はGDPR上、どのような扱いになるのでしょうか？また逆に、十分性認定の枠組み、又はSCC/BCRにより、欧州のpseudonised dataを国内に移転する場合、そのpseudonised dataは日本国内においては「個人データ」、「個人情報である仮名加工情報」、「個人情報でない仮名加工情報」のいずれに該当することになるでしょうか？「個人情報の保護に関する法律に係るＥＵ及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」の改正などにより、今後上記のような状況での考え方についても解説が行われることを期待します。 【個人】	本意見募集は本ガイドラインの改正案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
53	2-2-3-3	第三者提供の禁止等（法第 35 条の 2 第 6 項関係）P35	仮名加工情報・匿名加工情報編 P32 2-2-3-3 第三者提供の禁止等（法第 35 条の 2 第 6 項関係） (3) 共同利用（法第 35 条の 2 第 6 項、第 23 条第 5 項第 3 号関係）において下記の記述があります。 （※3）事業者が共同利用を実施する場合には、共同利用者における責任等を明確にし円滑に実施する観点から、上記マル１からマル５までの情報のほか、例えば、次の（ア）から（カ）までの事項についても、あらかじめ取り決めておくことが望ましい。 さらに（ウ）において下記の記述があります。 「共同利用する仮名加工情報である個人データの取扱いに関する事項・仮名加工情報である個人データの漏えい等防止に関する事項・目的外の加工、利用、複写、複製等の禁止・共同利用終了後のデータの返還、消去、廃棄に関する事項」 しかしながら、仮名加工情報の共同利用において、最も注意しなければならないのは「共同利用者の中での再識別行為」ですが、これについては記述されていないことに強い違和感を感じます。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	御指摘の（※３）は、事業者が共同利用を実施する場合に共同利用者における責任等を明確にし円滑に実施する観点から、実務上取り決めておくことが望ましい事項を記載したものです。 共同利用により仮名加工情報を取り扱う場合においても、識別禁止義務により、共同利用者における識別行為が禁止されます（改正後の法第 35 条の２第７項、法第 35 条の３第３項により読み替えて準用される法第 35 条の２第７項）。識別禁止義務については、本ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）案２－２－３－４及び２－２－４－２に記載しております。
54	2-2-3-3	第三者提供の禁止等（法第 35 条の 2 第 6 項関係）	29-１　「(3) 共同利用」について、（※）で提供にあたり法第 35 条の 2 第 6 項において読み替えて適用される法第 23 条第 5 項第 3 号に定める事項を公表した上で、新たな共同利用を行うことは妨げられないとされ、「(3) 共同利用」柱書で仮名加工情報で	仮名加工情報は、加工によりそれ自体では特定の個人を識別できないものとなっており、また、本人を識別する目的での利用や本人に連絡等をする目的での利用が禁止されていること（改正後の

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			ある個人データの共同利用における利用する者の範囲や利用目的等は、作成の元となった個人情報の取得の時点において通知又は公表されていた利用目的の内容や取得の経緯にかかわらず、設定可能であるとされている。仮名加工情報について「個人情報の取得の時点において通知又は公表されていた利用目的の内容や取得の経緯にかかわらず」とされているのは、現行の通則編（令和2年9月版）「(3) 共同利用（法第23条第5項第3号関係)」の「既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合には、当該共同利用は、社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期し得ると客観的に認められる範囲内である必要がある。その上で、当該個人データの内容や性質等に応じて共同利用の是非を判断し、既に取得している事業者が法第15条第1項の規定により特定した利用目的の範囲で共同して利用しなければならない。」とする規制を排除する趣旨と理解してよいか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	法第35条の２第７項及び第８項）等を踏まえ、利用目的の柔軟な変更が許容されています（改正後の法第35条の２第９項)。 この点において、仮名加工情報である個人データは、通常の個人データと異なることを踏まえ、通常の個人データの共同利用の場合と異なり、「仮名加工情報である個人データの共同利用における利用する者の範囲や利用目的等は、作成の元となった個人情報の取得の時点において通知又は公表されていた利用目的の内容や取得の経緯等にかかわらず、設定可能である。」としています。
55	2-2-3-3	第三者提供の禁止等（法第35条の2第6項関係）P32	仮名加工情報・匿名加工情報編　P32 2-2-3-3 第三者提供の禁止等（法第35条の2第6項関係） （1）委託（法第35条の2第6項、第23条第5項第1号関係） 仮名加工情報であることを伝えたとしても、委託先が自動的に法を遵守できるかわからないわけですから、本件は、個人データで	仮名加工情報である個人データの取扱いの委託を行う場合において、委託元が委託先に対し、提供するデータが仮名加工情報である旨を明示しない場合、委託先は取り扱うデータが仮名加工情報である旨を認識できない可能性があります。そこ

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			ある仮名加工情報の取扱いの委託に該当するため、個人データの委託に関する義務に上乗せして、仮名加工情報の取扱いに従った取り扱いを行わせることが重要である趣旨を明確にしていただきたい。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	で、御指摘の箇所においては、委託元は、委託先に対する監督義務、及び仮名加工情報である個人データの安全管理措置を講ずる義務（法第 20 条）の履行の観点から、委託先が提供を受けた仮名加工情報を取り扱うに当たり、改正後の法第 35 条の２又は法第 35 条の３に違反する事態が生じることのないよう、委託先に対して、提供する情報が仮名加工情報である旨を明示しなければならないことを記載しています。 委託先は、委託されたデータの取扱いについて、仮名加工情報の取扱いに係る規律を遵守する必要がありますが、委託元においても、委託先において当該規律を遵守した安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行う必要があります（法第 22 条）。
56	2-2-3-3	第三者提供の禁止等（法第 35 条の 2 第 6 項関係）	＜該当箇所＞ 2-2-3-3 第三者提供の禁止等（2）事業の承継(P.34) ＜意見＞ 「また、事業の承継のための契約を締結するより前の交渉段階で、相手会社から自社の調査を受け、自社の仮名加工情報である個人データを相手会社へ提供する場合も、…当該データの利用目	当該契約において具体的にどのような文言を記載すべきかは、各事業者において個別の事案ごとに判断されるべきものであると考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			的及び取扱方法、漏えい等が発生した場合の措置、事業承継の交渉が不調となった場合の措置等、相手会社に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結しなければならない。」について、当該契約書に規定すべき条文例を明示していただきたい。 ＜理由＞ 正確な理解を損ねると、思いがけず法令違反となってしまうおそれがあるため。 【一般社団法人　電子情報技術産業協会　法務・知的財産部会　個人データ保護専門委員会】	
57	2-2-3-3	第三者提供の禁止等（法第 35 条の 2 第 6 項関係）	＜該当箇所＞ 2-2-3-3　第三者提供の禁止等　(3)共同利用(P.35) ＜意見＞ 個人情報に加えて、仮名加工情報を共同利用する場合において、双方を共同して利用する者の範囲等が同一である場合等において、共同利用に関する公表は、個人情報と仮名加工情報の各々に対して行う必要があるか、まとめて公表することでも良いかについて、明確にして頂きたい。 ＜理由＞	仮名加工情報である個人データの共同利用を行う場合には、仮名加工情報である個人データの共同利用をする旨を公表する必要があります。そのため、共同利用に関する事項の公表は、それが仮名加工情報である個人データに関するものであることが明確になるように行う必要があり、かかる観点から、仮名加工情報である個人データの共同利用に関する事項は、通常の個人データの共同利用に関する事項と区別して記載する必要があると考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			本人にとって透明性が高く、個人情報取扱事業者にとっても煩雑な対応にならない方式を明確にするため。 【一般社団法人　電子情報技術産業協会　法務・知的財産部会個人データ保護専門委員会】	
58	2-2-3-3	第三者提供の禁止等（法第 35 条の 2 第 6 項関係）	仮名加工情報・匿名加工情報編 2-2-3-3(3)共同利用において、要配慮個人情報を加工して得られる仮名加工情報（要配慮個人情報に該当するもの）についても全く同じ規定が適用されるのでしょうか? また、共同して利用する者の範囲内において、同一個人に由来する異なる仮名加工情報（要配慮個人情報に該当するもの）に対して、共通のアルゴリズム（ハッシュ関数等）を用いることで同一の連結符号を付与することにより、これらの仮名加工情報（要配慮個人情報に該当するもの）を相互に連結することは可能なのでしょうか? 要配慮個人情報のオプトアウトによる第三者提供及び仮名加工情報の第三者提供が禁止されているところ、仮名加工情報（要配慮個人情報に該当するもの）の大規模な共同利用を通じて、これらの仮名加工情報を相互に連結することについて、個人の権利利益を保護するための一定の配慮が必要かと考えます。 【個人】	仮名加工情報の共同利用に関する規定（改正後の法第 35 条の２第６項により読み替えて適用される法第 23 条第５項第３号、法第 35 条の３第２項により読み替えて準用される法第 23 条第５項第３号）については、要配慮個人情報を加工して得られる個人情報についても適用されます。 また、共同利用者において、同一の本人に由来する異なる仮名加工情報に共通する仮ＩＤを付与できるかという点については、例えば、氏名を仮ＩＤに置き換えた場合における置き換えアルゴリズムと当該アルゴリズムに用いられる乱数等のパラメータの組み合わせ等の仮ＩＤの作成方法に関する情報は、削除情報等に該当するところ、削除情報等について講ずべき安全管理措置には、削除情報等を取り扱う権限を有しない者による取扱いを防止するために必要かつ適切な措置が含まれます（改正後の法第 35 条の２第２項、改正後の施

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				行規則第 18 条の８第３号）。したがって、仮名加工情報の共同利用の場面において、その情報を用いて当該仮名加工情報の元となった個人情報を復元できるような仮ＩＤの作成方法に関する情報を他の共同利用者と共有することは、原則として認められないと考えられます。
59	2-2-3-4	識別行為の禁止（法第 35 条の 2 第 7 項関係）	＜該当箇所＞ 2-2-3-4 識別行為の禁止（P.40） ＜意見＞ 「複数の仮名加工情報について、共通する記述等を選別してこれらを照合すること」は、禁止されている識別行為に該当するのかどうかをＱ＆Ａ等で明らかにしていただきたい。 ＜理由＞ 個人情報と仮名加工情報の照合は「不可」、複数の仮名加工情報から統計情報の作成は「可」と示されているが、複数の仮名加工情報の照合については「可、不可」が明らかでないため。 【一般社団法人　電子情報技術産業協会　法務・知的財産部会　個人データ保護専門委員会】	仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報に係る本人を識別することを目的として、当該仮名加工情報を他の情報と照合することが禁止されます（改正後の法第 35 条の２第７項、法第 35 条の３第３項により読み替えて準用される法第 35 条の２第７項）。 仮名加工情報を他の仮名加工情報と照合することが識別禁止義務に違反するか否かは、その目的や照合される仮名加工情報に含まれる記述等により、個別の事案ごとに判断されます。 ここでいう目的については、事業者の主観によって判断されるものではなく、仮名加工情報と照合する情報の性質等を踏まえて客観的に判断されます。例えば、仮名加工情報と個人情報について、共通する記述等を選別して照合する行為は、

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				一般的に、識別目的の照合であると考えられます。
60	2-2-3-4	識別行為の禁止(法第35条の2第7項関係)	＜該当箇所＞ 2-2-3-4 識別行為の禁止(P.40、53) ＜意見＞ 「…当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別する目的で、…」について、「個人情報の本人を識別する目的」つまり故意であることが要件であると理解してよいか（故意なく他の情報と照合したことで、偶然、識別されてしまった場合は、本禁止行為の対象外となること）を明確にしていただきたい。 ＜理由＞ 法令に従った適切な措置をとっていたにもかかわらず、法令違反となってしまうおそれがあるため。 【一般社団法人　電子情報技術産業協会　法務・知的財産部会　個人データ保護専門委員会】	識別禁止義務（改正後の法第35条の２第７項、法第35条の３第３項により読み替えて準用される法第35条の２第７項）は、仮名加工情報の作成の元となった個人情報に係る本人を識別する目的で、当該仮名加工情報を他の情報と照合することを禁止するものです。そのため、偶発的に識別できてしまった場合には、直ちに識別禁止義務違反となるわけではないものの、再度同じような形で個人を識別することがないようにする必要があります。 なお、取り扱う仮名加工情報に記述等を付加して特定の個人を識別する状態となった場合には、個人情報の不適正な取得となりますので、当該情報を速やかに削除することが望ましいと考えられます。
61	2-2-3-4	識別行為の禁止(法第35条の2第7項関係)	個人情報取扱事業者Aが、Aの保有する全保有個人データ（それぞれ異なる利用目的を本人に明示して異なる時期に取得）を同一の方法で仮名加工情報に加工し、それらの仮名加工情報の全部または一部を名寄せして、その名寄せした仮名加工情報について本	仮名加工情報を他の仮名加工情報と照合することが識別禁止義務（改正後の法第35条の２第７項、法第35条の３第３項により読み替えて準用される法第35条の２第７項）に違反するか否か

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			人に明示した利用目的を変更しその変更を公表した場合、その名寄せした仮名加工情報を変更後の利用目的のために利用することは可能ですか？ 【匿名】	は、その目的や照合される仮名加工情報に含まれる記述等により、個別の事案ごとに判断されます。 個人情報である仮名加工情報については、法第15条第２項の利用目的の変更に係る制限が適用されないため（改正後の法第35条の２第９項）、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超える利用目的の変更も可能です。 ただし、利用目的の変更を行った場合には、原則として変更後の利用目的を公表する必要があります。
62	2-2-3-5	本人への連絡等の禁止（法第35条の2第8項関係）	2.第35条の2・8項に規定される「本人への連絡等の禁止」について、個人を特定しない状態で画面表示内容の出し分けを行うことは禁止行為に該当するか。 今回の改正案の中で、通則編・3-7-1-1においては、個人関連情報の事例として「Cookie等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴」「ある個人の商品購買履歴・サービス利用履歴」「ある個人の興味・関心を示す情報」が挙げられている。	仮名加工情報とは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいいます（改正後の法第２条第９項）。仮名加工情報については、その作成の元となった個人情報に係る本人の権利利益の保護の観点から、本人に連絡等するために、仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用することが禁止されています（改正後の法第35条の２第８項）。改正後の施行規則第18条の９は、連絡手段のうちの電磁的方法を定めるものです。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			一方で仮名加工情報編・2-2-3-5 においては、「本人への連絡等の禁止」の該当事例として「CookieID を用いて受信する者を特定した上で、当該受信者に対して固有の内容のインターネット広告を表示する方法」が挙げられている。 この場合、個人を「特定」せずに、閲覧履歴等の個人関連情報のみを用いて、当該端末識別子を持つ受信者に対してカスタマイズした画面表示（商品レコメンド情報、キーワード検索の結果等）を行うことは、第 35 条の 2・8 項で言う「本人への連絡等の禁止」に該当するか。 【個人】	そのため、改正後の施行規則第 18 条の９第３号は、仮名加工情報に適用される規定であるところ、個人関連情報とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいうため、（改正後の法第 26 条の２第１項）、改正後の施行規則第 18 条の９第３号は個人関連情報には適用されません。 なお、個人関連情報を第三者に提供する場合において、当該第三者が当該個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、原則として、あらかじめ当該第三者が個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得することを認める旨の本人の同意が得られていること等の確認が求められます（改正後の法第 26 条の２第１項）。
63	2-2-3-6	適用除外（法第 35 条の 2 第 9 項関係）	（該当箇所） 匿名加工情報編の 45 ページ・7 行目 （意見） 取得した個人データを仮名加工情報（個人を特定できる情報）として分析等に利用していた場合で、個人データの利用停止等の	仮名加工情報である保有個人データについては、改正後の法第 27 条から法第 34 条までの規定が適用されないため（改正後の法第 35 条の２第９項）、仮名加工情報である保有個人データについては、本人からの利用停止等の請求の対象となりません。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			措置を取った場合は、当該仮名加工情報についても利用停止を行う必要があるか また、当該仮名加工情報が個人を特定できなかった場合は、当然に利用停止を行う義務はないと考えてよいか。 （理由） 運用の確認のため 【一般社団法人　日本クレジット協会】	
64	2-2-3-6	適用除外（法第 35 条の 2 第 9 項関係）	○仮名加工情報・匿名加工情報編４５頁 「氏名と仮 ID の対応表のような削除情報等（個人データであるもの）」とあるが、「（個人データであるもの）」以外の「氏名と仮 ID の対応表のような削除情報等」は具体的にどのような情報が想定されているか（「削除情報等」に該当しない氏名と仮 ID の対応表はどのような内容が想定されているか）？ 【内閣府健康・医療戦略推進事務局次世代医療基盤法担当】	削除情報等とは、仮名加工情報の作成の元となった個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに改正後の法第 35 条の２第１項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいいます。 削除情報等の性質や、当該事業者が保有している容易照合性のある他の情報の有無等を踏まえ、個別の事案によっては、削除情報等が個人データに該当しない場合もあり得るところ、御指摘の箇所は、改正後の法第 22 条の２が個人データに適用される規律であることを踏まえ、個人データに該当する削除情報等を対象とする説明であること

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				を明確にする観点から「(個人データであるもの)」と記載しております。
65	2-2-3-6	適用除外（法第 35 条の 2 第 9 項関係）	30-１　（※）2 において「個人情報取扱事業者である仮名加工情報取扱事業者が仮名加工情報の作成の元となった保有個人データを引き続き保有している場合、当該保有個人データについては、法第 27 条から第 34 条までの規定に基づく本人からの開示等の請求等の対象となる。」とあるが、仮名加工情報を作成した事実は開示が不要ということでよいか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	個人情報取扱事業者である仮名加工情報取扱事業者が仮名加工情報の作成の元となった保有個人データを引き続き保有しており、当該保有個人データについて本人から開示等の請求がなされた場合においても、当該保有個人データを元に仮名加工情報を作成した事実が当該保有個人データの一部を構成するものとなっている場合を除き、仮名加工情報を作成している事実について、本人に対して開示することは求められません。 なお、仮名加工情報は、利用目的の柔軟な変更が許容されているところ（改正後の法第 35 条の２第９項)、利用目的の変更を行った場合には、原則として変更後の利用目的の公表が義務付けられることから（改正後の法第 35 条の２第４項により読み替えて適用される法第 18 条第３項)、本人に対する一定の透明性は確保されているものと考えられます。
66	2-2-3-7	その他の義務等	３．仮名加工情報・匿名加工情報編（案） （番号）	御指摘の（※）は、改正後の法第 35 条の２第６項により、仮名加工情報である個人データの第三者提供が許容されるケースは、法令に基づく場

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			２−２−３−７ （項目） その他の義務等 【確認】 （具体的な内容） ※において、要配慮個人情報の取得制限（法１７条２項）や確認・記録義務（法２５条、２６条）の適用関係の記載があるが、結局のところ、これらの規制が適用される場面はない（前者については本人同意を取る必要がある場面がない、後者については確認・記録をしなければならない場面がない）という理解でよいか。 【一般社団法人　生命保険協会】	合又は委託、事業承継若しくは共同利用の場合に限定されているところ、これらの場合においては、要配慮個人情報の取得時に関する本人同意が不要となり（法第 17 条第２項第１号並びに同項第６号及び施行令第７条第２号）、また、確認・記録義務も課されない（改正後の法第 35 条の２第６項により読み替えて適用される法第 25 条第１項ただし書及び第 26 条第１項ただし書）旨を記載するものです。 　仮名加工情報の取扱いに関する改正後の法第４章第２節の規律は、仮名加工情報データベース等を構成する仮名加工情報の取扱いについて適用されるものですので、事業者が仮名加工情報データベース等を構成しない、いわゆる散在情報である仮名加工情報を取り扱う場合について、何らかの見解を示すものではありません。 　いわゆる散在情報である仮名加工情報を取り扱う場合については、個別の事案によっては、例えば、要配慮個人情報に該当する仮名加工情報を取得する際に、あらかじめ本人同意を取得することが必要になる場合もあり得るものと考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				もっとも、事業者が仮名加工情報を取り扱う場合、いわゆる散在情報ではなく、改正後の法第４章第２節の規定が適用される仮名加工情報データベース等を構成する仮名加工情報として取り扱うことが通常であると想定されます。
67	2-2-4-1	第三者提供の禁止等（法第 35 条の 3 第 1 項・第 2 項関係）	該当箇所：匿名加工情報編、50 ページ、13 行目 意見： 共同利用の枠組みで仮名加工情報の提供を受けた場合、受領した団体が元となる個人データを保有していなければ当該仮名加工情報は「個人情報でない仮名加工情報」に該当するのか、それとも、共同利用の「一体としての利用」という考え方から「個人情報である仮名加工情報」との取扱いをするべきか、いずれの解釈とすべきかを確認したい。 理由：解釈の明確化のため。 【日本製薬工業協会】	共同利用に伴い仮名加工情報の提供を受けた事業者において、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報等を保有していない等により、当該仮名加工情報が「他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別することができる」状態にない場合には、当該仮名加工情報は、「個人情報」（法第２条第１項）には該当しません。この場合、当該事業者は、改正後の法第 35 条の３に定める規律に従って、当該仮名加工情報を取り扱う必要があります。
68	2-2-4-2	その他の義務等（法第 35 条の 3 第 3 項関係）	**・該当箇所** 匿名加工情報編通則編の５２ページの２行目 **・意　見**	本ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）案は、個人情報の保護に関する法律の解釈や具体的な事例を示すものであり、仮名加工情報及

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			注意書き（※）として、以下を追記する。 「具体的な加工方法については、「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律についてのガイドライン（匿名加工医療情報編）」４－１　匿名加工医療情報の加工基準に、詳細な考え方が示されていることから、これを参考とすること。」 **・理　由** 本ガイドラインでは、仮名加工・匿名加工の具体的方法に関する記述が不足しており、利用者が適切に加工できずに個人情報がそのまま利用される恐れがあることから、既に作られたわかりやすい加工基準を示すことが適切であると考えられる。 【一般社団法人日本医療情報学会】	び匿名加工情報の加工の方法についても、複数の事例を記載しています。 引き続き、仮名加工情報制度の速やかな普及や、仮名加工情報制度及び匿名加工情報制度の適正な活用の促進のため、活用事例の紹介等を含め、制度の趣旨・内容についての周知・広報に積極的に取り組んでまいります。 なお、匿名加工情報制度については、活用事例や留意点等を示した事務局レポートを公表しています。
69	2-2-4-2	その他の義務等（法第35条の3第3項関係）	該当箇所：匿名加工情報編、52ページ、8行目 意見： 「仮名加工情報を取り扱う者にとってその情報が仮名加工情報である旨が一見して明らかな状態にしておくことが望ましい。」とあるが、その状態の具体的な事例を例示していただきたい。 理由：	「仮名加工情報である旨が一見して明らかな状態」については、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。 なお、どのような状態がこれに当たるかについては、仮名加工情報の取扱方法等に応じて個別に判断する必要があると考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			解釈の明確化のため。 【日本製薬工業協会】	
70	3	匿名加工情報	＜該当箇所＞ 3 匿名加工情報(P.54-) ＜意見＞ 日本では匿名加工情報の利用が進んでいないとの認識である。ＤＸ推進のためにも他国の成功例を手本として、匿名加工情報の利用に関する社会受容性を高める活動を積極的に推進して頂きたい。 ＜理由＞ スウェーデンでは匿名加工情報の社会受容性が高く、リテラシーの向上施策が有効に機能している。2020 年に実施されたある調査では、スウェーデン国民の 86%が匿名加工された個人データを研究目的で二次利用することを受け入れているため。 【一般社団法人　電子情報技術産業協会　法務・知的財産部会　個人データ保護専門委員会】	匿名加工情報制度の適正な活用の促進のため、活用事例の紹介等を含め、制度の趣旨・内容についての周知・広報に積極的に取り組んでまいります。 なお、匿名加工情報制度については、活用事例や留意点等を示した事務局レポートを公表しています。
71	3-2-2	匿名加工情報の適正な加工（法第 36	【該当箇所】仮名加工情報・匿名加工情報編 p.59　3-2-2 匿名加工情報の適正な加工	意見番号 76 に関する「御意見に対する考え方」のとおり、氏名等を仮ＩＤに置き換えた場合

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		条第１項関係）	【意見】 複数の事業者から匿名加工情報の作成を受託する者が、委託元ごとや作成の機会ごとに作成のパラメタを変えることなく、同一のパラメタを用いて氏名やメールアドレス等を仮 ID に置換する場合は、適正加工義務に違反すると明記するべきである。 【理由】 いくつかの広告事業者において、共通のソルトを用いたハッシュ関数によって匿名加工情報を作成してデータ移転を行い、ターゲティングを行っている事例があるため。 【個人】	における置き換えアルゴリズムと当該アルゴリズムに用いられる乱数等のパラメータの組み合わせや、氏名と仮ＩＤの対応表については、匿名加工情報を作成した事業者において、匿名加工情報の作成後は破棄しなければならないとしております。これにより、異なるデータセットにおける同一の本人について、同一の仮ＩＤが付されることは基本的に想定されませんが、事業者が匿名加工情報の作成後も置き換えアルゴリズムと当該アルゴリズムに用いられる乱数等のパラメータの組み合わせや、氏名と仮ＩＤの対応表を引き続き保有している場合には、適正加工義務（法第 36 条第１項）に違反するものと考えられます。 引き続き、匿名加工情報制度について適正な運用がなされるよう、周知・広報とともに、必要な監督に取り組んでまいります。
72	3-2-2-1	特定の個人を識別することができる記述等の削除	**・該当箇所** 匿名加工情報編通則編の５９ページの９行目 **・意　見** 「他の記述等に置き換える」に下記の「注意（※）」を追加する。	改正後の法第 16 条の２に定める不適正利用に該当するためには、ある個人情報の利用が「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」により行われる必要があるところ、提供元が仮ＩＤを匿名加工情報や仮名加工情報の一部として用いたとしても、当該匿名加工情報や当

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			※氏名等の個人に直接紐付く情報（識別子）や生年月日、住所等の複数を組み合わせることで個人の特定が可能な情報（準識別子）等から、特定のルールで導かれるＩＤは、例えそのルールが一方向関数（直接は識別子や準識別子に逆変換できない関数）であったとしても、そのルールを共有することによって、第三者が他の個人データにそのルールを適用することによって個人情報と「照合可能」にしたり、複数の情報と統合することによって（突合を行った者が意図していなくとも）個別の情報ではなし得なかった個人特定を可能にしたりする可能性がある。したがって、このようなＩＤを「仮名加工個人情報・匿名加工個人情報」の一部として用いることは、その情報を得た者に法（法第３５条の２（第７項）、法３６条第５項、第３８条）で禁じられている「照合」を誘発させることから、法第１６条の２に示す「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発する恐れがある」と解されることに注意が必要である。 **・理　由** 　仮名加工情報は、第三者提供を禁じられた情報ではあるが、委託・共同利用によって、他の組織による利用を可能にできる側面がある。個人情報の委託・共同利用は改正前から認められている事項ではあるが、「仮名個人情報」であることによって、個人情報の本人たる法に明るくない者にわかりにくい形で、複数機関の	該仮名加工情報を取得した提供先において直ちに識別禁止義務に違反する識別行為が行われるおそれがあるとはいえないことから、提供元が仮ＩＤを付することそれ自体が直ちに改正後の法第 16 条の２に違反する行為となるわけではありません。 　なお、意見番号 76 に関する「御意見に対する考え方」のとおり、氏名等を仮ＩＤに置き換えた場合における置き換えアルゴリズムと当該アルゴリズムに用いられる乱数等のパラメータの組み合わせや、氏名と仮ＩＤの対応表については、匿名加工情報を作成した事業者において、匿名加工情報の作成後は破棄しなければならないとしております。これにより、異なるデータセットにおける同一の本人について、同一の仮ＩＤが付されることは基本的に想定されません。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			個人情報の照合等が行えてしまうことから、仮名加工情報についても当該記述を加えておくことが適切であると考えられる。 【一般社団法人日本医療情報学会】	
73	3-2-2-1	特定の個人を識別することができる記述等の削除	■　対象となる記述（匿名加工情報・仮名加工情報編　59 頁） 3-2-2-1 特定の個人を識別することができる記述等の削除 「例えば、仮にハッシュ関数等を用いて氏名・住所・連絡先・クレジットカード番号のように個々人に固有の記述等から仮 ID を生成しようとする際、元の記述に同じ関数を単純に用いると元となる記述等を復元することができる規則性を有することとなる可能性がある場合には、元の記述（例えば、氏名＋連絡先）に乱数等の他の記述を加えた上でハッシュ関数等を用いるなどの手法を検討することが考えられる。なお、同じ乱数等の他の記述等を加えた上でハッシュ関数等を用いるなどの手法を用いる場合には、乱数等の他の記述等を通じて復元することができる規則性を有することとならないように、提供事業者ごとに組み合わせる記述等を変更し、定期的に変更するなどの措置を講ずることが望ましい。」 提案：	御指摘の事務局レポート「匿名加工情報　パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて」の記載は、異なるデータセットにおける同一の本人について、同一の仮ＩＤを付すことにより、提供先事業者間でのデータの紐付けが生じるおそれがあることを踏まえたものです。 もっとも、意見番号 76 に関する「御意見に対する考え方」のとおり、氏名等を仮ＩＤに置き換えた場合における置き換えアルゴリズムと当該アルゴリズムに用いられる乱数等のパラメータの組み合わせや、氏名と仮ＩＤの対応表については、匿名加工情報を作成した事業者において、匿名加工情報の作成後に引き続き保有することを認めないこととしております。これにより、異なるデータセットにおける同一の本人について、同一の仮ＩＤが付されることは基本的に想定されませんの

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			この部分は、今回の改正対象ではなく、前記引用は、現行版匿名加工情報編の 3-2-1 の 10 頁の記述です。前記引用の末尾に以下を加筆すべきです。 加筆対象は、「個人情報保護委員会事務局レポート：匿名加工情報」の 20 頁の「ある個人に関する仮 ID を共通のまま複数事業者に提供した場合、それらの事業者間でその個人に関する手持ちのデータを連結できるおそれがある。こうした事態をさけるため、提供先事業者間で共通とならないような仮 ID を付番することが望ましい。このためには仮 ID の生成方法を提供する事業者に応じて変更するか、同一の生成方法であっても、何らかのパラメータによって、共通の仮 ID を付番しないようにすることが望ましい。その方法の 1 つは、ハッシュ関数等を用いる際に、その入力情報に提供する事業者ごとに異なる記号列や乱数等を加えることである。」との記述です。 理由： ブラウザベンダーによるサードパーティクッキーの規制に伴って、代替 ID の検討が進んでいます。この文脈で、共用性の高い代替 ID を匿名加工情報であるとする誤解が一部に見られます。そのような誤解を解消するため、上記記述を、事務局レポートよりも広く読まれていると思われるガイドラインにも加筆し、誤解を解消すべきです。	で、御指摘の事務局レポートの記載の前提となる懸念は解消されることになると考えております。 なお、上記を踏まえ、本ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）案３－２－２－１の（※）について、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。 【修正前】 （※）仮ＩＤを付す場合には、元の記述を復元することのできる規則性を有しない方法でなければならない。 例えば、仮にハッシュ関数等を用いて氏名・住所・連絡先・クレジットカード番号のように個々人に固有の記述等から仮ＩＤを生成しようとする際、元の記述に同じ関数を単純に用いると元となる記述等を復元することができる規則性を有することとなる可能性がある場合には、元の記述（例えば、氏名＋連絡先）に乱数等の他の記述を加えた上でハッシュ関数等を用いるなどの手法を検討することが考えられる。<u>なお、同じ乱数等の他の記述等を加えた上でハッシュ関数等を用いるなどの手法を用いる場合には、乱数等の他の記述等を通じて</u>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【一般社団法人 MyDataJapan　公共政策委員会】	復元することができる規則性を有することとならないように、提供事業者ごとに組み合わせる記述等を変更し、定期的に変更するなどの措置を講ずることが望ましい。 【修正後】 （※）仮ＩＤを付す場合には、元の記述を復元することのできる規則性を有しない方法でなければならない。 例えば、仮にハッシュ関数等を用いて氏名・住所・連絡先・クレジットカード番号のように個々人に固有の記述等から仮ＩＤを生成しようとする際、元の記述に同じ関数を単純に用いると元となる記述等を復元することができる規則性を有することとなる可能性がある場合には、元の記述（例えば、氏名＋連絡先）に乱数等の他の記述を加えた上でハッシュ関数等を用いるなどの手法を検討することが考えられる。なお、乱数等の他の記述等を加えた上でハッシュ関数等を用いるなどの手法を用いる場合、匿名加工情報の作成後に、仮ＩＤへの置き換えに用いたハッシュ関数等と乱数等の他の記述等の組み合わせを保有し続けることは認められないことに

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				ついて、３－２－３－１（加工方法等情報の安全管理措置）を参照のこと。
74	3-2-2-5	個人情報データベース等の性質を踏まえたその他の措置	意見２：ガイドブック(仮名加工情報・匿名加工情報編)における規則第19条に関して、悉皆性が高い個人データから匿名加工情報を作成するときは、統計データなどの作成に用いられているサンプリング（レコード抽出、または標本の抽出）を必須とすべきである。公的統計などにおいては、悉皆性が低いデータに比べて、悉皆性の高いデータは特定の個人を識別可能性が高くなることが知られており、その統計データの作成に際しては対象データをサンプリングすることで、その可能性を低減している。匿名加工情報に関しても、民間・公的機関に限らず、悉皆性が高い個人データ（例えばある地域の当該対象となる個人の大半を含むデータなど）については特定の個人を識別可能性が高くなるといえる。悉皆性が高い個人データと悉皆性が低い個人データは同列を扱うべきではなく、悉皆性が高い個人データから匿名加工情報を作成するときは、サンプリングによりその一部を匿名加工情報の対象から外すことで、特定の個人を識別可能性を低減させるべきである。 【個人】	施行規則第19条第５号によりどのような加工が必要となるかは、加工対象となる個人情報データベース等の性質を勘案して個別具体的に判断する必要があると考えられます。 御意見は、技術の進展や社会実装の動向も踏まえつつ、引き続き検討いたします。
75	3-2-2-5	個人情報データベース等の性質を踏	意見３：ガイドブック(仮名加工情報・匿名加工情報編)の規則第19条第5号において、統計データなどの作成に用いられている	施行規則第19条第５号によりどのような加工が必要となるかは、加工対象となる個人情報デー

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		まえたその他の措置	サンプリング（レコード抽出、または標本の抽出）を推奨すべきである。ガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)の「3-2-2-5 個人情報データベース等の性質を踏まえたその他の措置」の記載があるように、規則第 19 条第 1 号から第 4 号までの加工を施した情報であっても、特定の個人を識別することが可能である状態になりえる。しかし、その状態か否かを判断することは容易とはいえず、一般の事業者には同第 5 号の実施は困難となることが想像される。一方でサンプリングを実施すれば、(1)特定の個人を識別が否定できない状態があっても、実質的に特定の個人を識別性を低減できる。(2)その結果、規則第 19 条第 5 号の加工措置を簡素化することが期待できる。なお、サンプリングを行った場合、対象データ件数のうち何割かが減少することになるが、特定の個人を識別を低減しつつ、その加工を容易化することの方が匿名加工情報制度の普及につながると考えられる。 【個人】	タベース等の性質を勘案して個別具体的に判断する必要があると考えられます。 御意見は、技術の進展や社会実装の動向も踏まえつつ、引き続き検討いたします。
76	3-2-3	匿名加工情報等の安全管理措置等(法第 36 条第 2 項、第 6 項、第 39 条関係)	**意見 16** **匿名加工情報を作成したときの「加工の方法に関する情報」について、注記「※」の記載が、「この場合における氏名と仮 ID の対応表は……破棄しなければならない」と改められることは、本来平成 27 年改正時からそうしておくべきだったものであり、歓迎する。しかし、同じ趣旨により、「置き換えアルゴリズ**	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。 【修正前】 （※）「その情報を用いて当該個人情報を復元することができるもの」には、例えば、氏名等を

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			ムに用いられる乱数等のパラメータ」についても破棄しなければならないものとするべきである。 （該当箇所：仮名加工情報・匿名加工情報編 3-2-3 匿名加工情報等の安全管理措置等（法 36 条第 2 項、第 6 項、第 39 条関係）（※）） **理由** これまで、匿名加工情報の作成時に元データとの対応表を削除すべきことは、容易照合性の解釈にも影響する論点であった。対応表が残っている限りは容易照合性は解消されないはずであるところ、平成 27 年改正時には、照合禁止規定により容易照合性が解消するのかを巡って、解釈の整理が錯綜していた経緯がある。その点、令和 3 年改正の立案検討過程において、照合禁止規定により容易照合性が解消されるとの説は「政府の法制化作業における最終的な説明としては、採用されていない」（個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース「個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理」注 53、令和 2 年 8 月）とされ、決着がついたように見受けられる。本件の改正点が、「対応表は、匿名加工情報と容易に照合することができ、それにより匿名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別することができるものであることから」と記載していることは、このことと整合する。	仮ＩＤに置き換えた場合における置き換えアルゴリズムに用いられる乱数等のパラメータ等のような加工の方法に関する情報が該当し、「年齢のデータを 10 歳刻みのデータに置き換えた」というような復元につながらない情報は該当しない。なお、この場合における氏名と仮ＩＤの対応表は、匿名加工情報と容易に照合することができ、それにより匿名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別することができるものであることから、匿名加工情報の作成後は破棄しなければならない。 【修正後】 （※）「その情報を用いて当該個人情報を復元することができるもの」には、「年齢のデータを 10 歳刻みのデータに置き換えた」というような復元につながらない情報は該当しない。なお、氏名等を仮ＩＤに置き換えた場合における氏名と仮ＩＤの対応表は、匿名加工情報と容易に照合することができ、それにより匿名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別することができるものであることから、匿名加工情報の作成後は破棄

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			しかし、この直前の部分に記載されている「置き換えアルゴリズムに用いられる乱数等のパラメータ」については破棄が求められていない点に問題がある。この「置き換えアルゴリズムに用いられる乱数」の「アルゴリズム」と「乱数」は、典型的には、鍵付きハッシュ関数のハッシュアルゴリズムと鍵の値のことを指しているはずであるところ、鍵付きハッシュ関数による氏名等の仮IDへの置き換えを行う場合、当該「アルゴリズム」と「乱数」の組は「氏名と仮IDの対応表」と機能的に等価のものである。ハッシュ関数が暗号論的一方向性関数であることから、氏名等から仮IDへの置き換えはできても、その逆、すなわち、仮IDから元の氏名を特定することはできないと考えられがちであるが、これは情報技術的に誤った理解であり、元の個人データを保有している事業者においては、全データについて順方向のハッシュ計算をやり直すことによって、それぞれの匿名加工情報が、元の個人データのどれと対応するものかを逆計算することはできてしまう。 したがって、「対応表は……破棄しなければならない」と記載するのであれば、「置き換えアルゴリズムに用いられる乱数等のパラメータ」も含めて、破棄の対象として記載するべきである。（なお、アルゴリズムの情報自体は破棄する必要がない。）	しなければならない。また、匿名加工情報を作成した個人情報取扱事業者が、氏名等の仮ＩＤへの置き換えに用いた置き換えアルゴリズムと乱数等のパラメータの組み合わせを保有している場合には、当該置き換えアルゴリズム及び当該乱数等のパラメータを用いて再度同じ置き換えを行うことによって、匿名加工情報とその作成の元となった個人情報とを容易に照合でき、それにより匿名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別することができることから、匿名加工情報の作成後は、氏名等の仮ＩＤへの置き換えに用いた乱数等のパラメータを破棄しなければならない。 また、これに関連して、本ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）案３－２－２－１の（※）について、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。 【修正前】 （※）仮ＩＤを付す場合には、元の記述を復元することのできる規則性を有しない方法でなければならない。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【一般財団法人情報法制研究所　個人情報保護法研究 TF パブコメ検討 WG】	例えば、仮にハッシュ関数等を用いて氏名・住所・連絡先・クレジットカード番号のように個々人に固有の記述等から仮ＩＤを生成しようとする際、元の記述に同じ関数を単純に用いると元となる記述等を復元することができる規則性を有することとなる可能性がある場合には、元の記述（例えば、氏名＋連絡先）に乱数等の他の記述を加えた上でハッシュ関数等を用いるなどの手法を検討することが考えられる。なお、同じ乱数等の他の記述等を加えた上でハッシュ関数等を用いるなどの手法を用いる場合には、乱数等の他の記述等を通じて復元することができる規則性を有することとならないように、提供事業者ごとに組み合わせる記述等を変更し、定期的に変更するなどの措置を講ずることが望ましい。 【修正後】 （※）仮ＩＤを付す場合には、元の記述を復元することのできる規則性を有しない方法でなければならない。 例えば、仮にハッシュ関数等を用いて氏名・住所・連絡先・クレジットカード番号のように個々

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				人に固有の記述等から仮ＩＤを生成しようとする際、元の記述に同じ関数を単純に用いると元となる記述等を復元することができる規則性を有することとなる可能性がある場合には、元の記述（例えば、氏名＋連絡先）に乱数等の他の記述を加えた上でハッシュ関数等を用いるなどの手法を検討することが考えられる。なお、乱数等の他の記述等を加えた上でハッシュ関数等を用いるなどの手法を用いる場合、匿名加工情報の作成後に、仮ＩＤへの置き換えに用いたハッシュ関数等と乱数等の他の記述等の組み合わせを保有し続けることは認められないことについて、３－２－３－１（加工方法等情報の安全管理措置）を参照のこと。
77	3-2-3	匿名加工情報等の安全管理措置等（法第 36 条第 2 項、第 6 項、第 39 条関係）	**意見 17** **匿名加工情報を作成したときの「加工の方法に関する情報」について、注記「※」に、「……破棄しなければならない」と加筆されたことにより、「個人情報の保護に関する法律に係る EU 及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」の(5)が不要となると理解したが、この理解でよいか。**	本意見募集は本ガイドラインの改正案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			（該当箇所：仮名加工情報・匿名加工情報編 3-2-3 匿名加工情報等の安全管理措置等（法 36 条第 2 項、第 6 項、第 39 条関係）（※）） **理由** 「個人情報の保護に関する法律に係る EU 及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」の(5)は、「EU 又は英国域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報については、個人情報取扱事業者が、加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに法第 36 条第 1 項の規定により行った加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。）を削除することにより、匿名化された個人を再識別することを何人にとっても不可能とした場合に限り、法第 2 条第 9 項に定める匿名加工情報とみなすこととする」としていたが、本件ガイドライン改正で、注記「※」に、「……破棄しなければならない」と加筆されたことにより、この削除が常に求められることになったと考えられ、この補完的ルールの(5)は不要になると考えられる。 ただし、「……破棄しなければならない」に、「置き換えアルゴリズムに用いられる乱数等のパラメータ」も含めた場合に限り、そのように言えると考えられる。補完的ルールは、本件ガイドラ	

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			イン改正の施行に合わせて、(5)を削除する改正がなされると期待するが、この理解でよいか。 【一般財団法人情報法制研究所　個人情報保護法研究 TF パブコメ検討 WG】	
78	3-2-3-1	加工方法等情報の安全管理措置	・3　匿名加工情報 3-2-3-1　加工方法等情報の安全管理措置 （※）の記述に「氏名と仮 ID の対応表は、匿名加工情報と容易に照合することができ、それにより匿名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別することができるものであることから、匿名加工情報の作成後は破棄しなければならない。」とある。これは GDPR における「匿名化」の定義と合わせたものと思料するが、一方でこれまでの我が国における「匿名加工情報」とは異なるものとなったことから、事業者の対応も異なることになる。例えば、提供先において違法な方法、あるいは偶発的な場合も含めて匿名加工情報が特定の個人を識別できる情報となった場合に、これを提供元で把握し対応することは不可能になる。このような場合、提供元にはなんら責任はなく、あくまでも提供先に責任があることを明確にしていただきたい。 【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】	匿名加工情報の作成に当たっては、法第 36 条第 1 項により、施行規則第 19 条各号に定める加工基準に従い、個人情報を加工する必要があります。 提供元は、かかる適正加工義務を負いますが、加工基準に従って作成された匿名加工情報の提供後における提供先の匿名加工情報の取扱いについて監督する義務等はありません。そのため、加工基準に従って作成された匿名加工情報の提供後に、提供先が違法な方法により当該匿名加工情報の作成の元となった個人情報に係る本人を識別した場合には、提供先の識別禁止義務違反（法第 38 条）となります。 また、提供先において偶発的に当該匿名加工情報の作成の元となった個人情報に係る本人を識別できてしまった場合には、直ちに提供先の識別禁止義務違反（法第 38 条）となるわけではないも

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				ののの、提供先は、再度同じような形で個人を識別することがないようにする必要があります。なお、提供先において取り扱う匿名加工情報に記述等を付加して特定の個人を識別する状態となった場合には、個人情報の不適正な取得となりますので、当該情報を速やかに削除することが望ましいと考えられます。
79	3-2-3-1	加工方法等情報の安全管理措置	意見４：ガイドブック(仮名加工情報・匿名加工情報編)における、3-2-3-1 加工方法等情報の安全管理措置において、「なお、この場合における氏名と仮 ID の対応表は、匿名加工情報と容易に照合することができ、それにより匿名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別することができるものであることから、匿名加工情報の作成後は破棄しなければならない。」と書き加えたことは適切といえる。なお、そもそも匿名加工情報において仮 ID は本質的ではなく、法の趣旨に基づく匿名加工情報の利用においてはその対応表の削除しても問題は起きないはずである。 【個人】	賛同の御意見として承ります。
80	3-2-3-1	加工方法等情報の安全管理措置	○仮名加工情報・匿名加工情報編６４頁 ・この度の改定において追記が提案されている「なお、この場合における氏名と仮 ID の対応表は、匿名加工情報と容易に照合す	匿名加工情報の作成に当たり氏名等を仮ＩＤに置き換えた場合における氏名と仮ＩＤの対応表を保有している場合、匿名加工情報と対照すること

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			ることができ、それにより匿名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別することができるものであることから、匿名加工情報の作成後は破棄しなければならない。」は削除すべき。 ・匿名加工情報について新たな規制を付加すべき理由が見当たらず、当該規制は行政による不当な権力行使ではないか。現行の個人情報取扱事業者の事業の継続性を損なうものであるし、行政による恣意的な規制の付加は事業の予見可能性を低下させる。 ・実際、個人情報取扱事業者は、対応表を用いて、匿名加工情報作成の適切性を事後監査において内部検証することがある。例えば、当該対応表において、氏名と仮 ID が 50 音順に並んでいる場合や、仮 ID が既知の脆弱性の存在するハッシュ関数によって生成されていることが判明した場合、不適切な匿名加工であったことを確認できる。特に、加工のためのプログラム自体にバグが存在し、使用者の想定と異なる挙動をしていた場合には、対応表そのものを確認することでしか、適切な検証はできない。 ・上記改定はそのような事後検証を不可能にするものであり、匿名加工の安全性及び信頼性を低下させる。 ・なお、「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するＱ＆Ａ」のQ11－10 においても、匿名加工情報の安全性の検証作業などで利用することがあり得ること、及び、対応表の破棄までは求められないことが示されてきた。	で当該匿名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を容易に識別できてしまうこと等を踏まえ、個人の権利利益の保護の観点から、本ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）案においては、氏名と仮ＩＤの対応表を、匿名加工情報の作成後は破棄しなければならないとしています。 御指摘の安全性の検証との関係では、例えば、匿名加工情報の作成の過程において、加工前の情報を加工後の情報を対照して適切な加工がなされているかの検証を行うこと等は可能であり、匿名加工情報の作成後に引き続き対応表を保持することは必須ではないと考えます。また、対応表を保有していない場合であっても、例えば、元データと匿名加工情報を照合する等の方法により、一定の事後検証は可能であると考えます（Ｑ＆Ａ11－22 参照）。 なお、御指摘のＱ＆Ａ11－10 については、本ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）案を踏まえて修正する予定です。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【内閣府健康・医療戦略推進事務局次世代医療基盤法担当】	
81	付録		31-１　仮名加工情報のうち個人情報であるものとないものに分けてその規律を明らかにすべきではないか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	御指摘の付録は、仮名加工情報と匿名加工情報の取扱いに関する主な規律の差異の概要を一覧性のある形でまとめたものであり、このような付録の趣旨に鑑みて、仮名加工情報の取扱いに関する義務について、個人情報である仮名加工情報と個人情報でない仮名加工情報を厳密に区別していません。 個人情報である仮名加工情報と個人情報でない仮名加工情報の取扱いに係る義務の概要については、本ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）案２－２－１をご参照ください。
82	その他		➢　匿名加工情報ならびに新設された仮名加工情報については、個人情報の保護はもとより事業者の利用実態に即した制度とすべく、GDPR における“pseudonymous data”や“anonymization”のあり方を踏まえながら、不断の見直しを行うことが不可欠である。 【一般社団法人日本経済団体連合会　デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略 WG】	御意見は、今後の執務の参考とさせて頂きます。